預 金 規 定

印鑑レスロ座取引規定

本規定は印鑑レス口座取引に関する取り扱いを定めたものです。

1. (印鑑レスロ座)

- (1) 印鑑レス口座とは、取引口座の開設にあたり、当行への印鑑の届け出を行わない口座をいいます。 (ただし、口座開設アプリ申込口座は除きます)
- (2) 印鑑レス口座を開設できるのは、印鑑レス口座を事業用として利用する予定のない個人のお客さまとします。
- (3) 印鑑レス口座とできるのは、普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。) 口座、総合口座取引の貯蓄預金口座、定期預金口座です。

2. (取引の制限等)

- (1) 印鑑を届け出ている口座を印鑑レス口座に変更することはできません。
- (2) 口座開設時に普通預金口座を印鑑レス口座とする場合、移動体通信事業者等が提供するショートメッセージサービス(以下「ショートメッセージサービス」といいます。)を利用可能な電話番号を当行に届け出るものとします。
- (3) 印鑑レスロ座開設後、当行本支店の窓口にて普通預金の通帳切替を希望する場合は、第5項の手続きに従っていただき、印鑑の届け出が必要となります。
- (4) 印鑑レス口座の普通預金取引継続中は、キャッシュカードの利用を取りやめることはできません。
- (5) 印鑑レス口座では以下の取引を行うことはできません。
 - A. 法令等により印影を必要とする取引
 - B. その他当行にて印影を必要とする所定の取引

3. (印鑑レスロ座にかかる取引)

- (1) お客さまが、当行本支店の窓口において、印鑑レス口座を取引される場合は、当行が別途定める「キャッシュカード規定(個人用)」第12条第1項に基づく所定の確認を行います。この場合、当行所定の本人確認書類の提示のほか、第四北越りとるばんく、通帳アプリの通帳画面の提示または通帳が発行されている口座のお取引においては通帳の提示を求めることがあります。
- (2) 当行の判断により、前項の確認によらず、届け出の電話番号に対するショートメッセージサービスを利用した当行所定の方法による確認を行うことがあります。
- (3) 当行がお客さまの印鑑レス口座での取引依頼の受け付けを謝絶したことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

4. (普通預金以外の商品への拡張)

普通預金以外の商品(以下「他の商品」といいます。)への印鑑レス取扱いの適用をお客さまが希望 される場合は、当行所定の方式により申し込み、当行が承諾したときに、他の商品の取引口座が印 鑑レス口座となるものとし、本規定が適用されるものとします。

5. (印鑑レスロ座から印鑑照合により本人確認を行う取引口座への変更)

印鑑レス口座を取引継続中のお客さまは、口座ごとに印鑑の届け出手続きを行うことで、印鑑レス 口座を印鑑照合により本人確認を行う取引口座に変更することができます。印鑑の届け出手続きの 際には、キャッシュカードを提出し、第3項(1)に定める確認を行います。この場合、当行所定 の本人確認書類の提示を求めることがあります。

6. (印鑑レスロ座の停止等)

- (1) 当行は、以下の場合、印鑑レス口座の取り扱いを一時的に停止することがあります。ただし、当行において停止事由が消滅したと判断したときは、速やかに停止を解除します。
 - A. お客さまが本規定に違反するなど、当行が印鑑レス取扱いの停止を必要とする相当の事由が生じたとき。
 - B. 住所や携帯電話番号の変更等を行わなかったなど、当行においてお客さまの所在ないし連絡先が不明となったとき
 - C. 印鑑レス口座の取扱いが、キャッシュカードの偽造・盗難・紛失等により不正に使用されるお それがあると当行が判断したとき
- (2) 当行は、印鑑レス口座の取扱いの継続的な提供に支障があると判断したときその他必要と認めたときは、提供を中止し、または打ち切る場合があります。
- (3) 当行が印鑑レス口座の取扱いの適用を一時的に停止し、または提供を中止し、もしくは打ち切る ことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるとき を除き、一切の責任を負わないものとします。

7. (他の規定の適用)

印鑑レスロ座取引については、各種預金規定、キャッシュカード規定(個人用)、e ネットバンキングご利用規定、電子装置仕様による取引規定、各種商品に関する規定、および各種サービスに関する規定(これらに付随する特約を含みます。)も適用されるものとし、これらの規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

8. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その 他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の 相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更するこ とができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以 上

2024年12月9日制定

電子装置使用による取引規定

第1条(本規定の適用範囲)

本規定は、当行国内本支店において当行所定の電子装置を使用して各種預金取引、商品・サービスの申込み、諸届等の手続きを行う場合の取扱いを定めた規定です。

当行所定の電子装置を使用する場合は、以下の規定が適用されるものとします。

第2条(電子装置での届出等の方法)

書面で届出ることとなっている手続のうち、当行所定の手続については、当行所定の電子装置への入力等により届出ることができるものとします。

第3条 (預金の払戻し、解約等)

- (1) 預金の払戻し、解約、一部解約、書替継続するときは通帳を提出して、当行所定 の電子装置に記名押印をしてください。なお、普通預金及び貯蓄預金の場合並びに 通帳の発行がない預金の場合は、キャッシュカード(以下「カード」といいます。) を提出したうえで当行所定の電子装置に記名及び暗証の入力をして利用できます。
- (2) 総合口座取引の普通預金について発行したカードにより、総合口座の定期預金の 払戻し、解約、一部解約をするときは、カード及び当該定期預金の通帳を提出した うえで当行所定の方法により当行所定の電子装置に記名及び暗証の入力をして利用 できます。
- (3) 積立定期預金の振替指定口座である普通預金について発行したカードにより、当 行所定の積立定期預金の払戻し、解約、一部解約をするときは、カード及び当該積 立定期預金の通帳を提出したうえで当行所定の方法により当行所定の電子装置に記 名及び暗証の入力をして利用できます。

第4条(印鑑照合等)

当行所定の電子装置に使用された印影を届出の印鑑と照合し、相違ないものと認めて取扱ったとき、並びに当行所定の電子装置で読み取ったカードが、当行が本人に交付したカードであること、及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないものと認めて取扱ったときは、相当な注意をもってこれら照合または確認等をしたうえは、印鑑、カードにつき不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する 金額について、各種規定により補てんを請求することができるものとし、また、偽造また は変造カードによる払戻し及びカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され 生じた払戻しについて、各種規定により取扱うものとします。

第5条 (規定の適用または準用)

- (1) 本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定の記載が優先されるものとします。
- (2) 本規定が適用される取引において、本規定に定めのない事項については、当行が 定める各商品・サービスにかかる各種規定により取扱います。

第6条 (規定の変更)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の本規定の内容を当行ホームページへの公表 その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力 を生じるものとします。

以上 2023年9月15日制定

インターネット支店取引規定

本規定は、株式会社第四北越銀行(以下「当行」)インターネット支店(以下「当店」)と各種取引を 契約するお客さまご本人(以下、「契約者」)との間の取引について定めたものです。当店と取引を行う 場合は本規定のほか、別途当行が定める各種取引規定が適用されることに同意したものとして取扱いま す。

第1条 当店との取引条件

- 1. 当店との取引では、本規定に別段の定めがある場合を除き、e ネットバンキングをご利用していただきます。なお、e ネットバンキングの取扱いについては、本規定のほか、e ネットバンキングご利用規定の定めに従います。
- 2. 当店における普通預金口座および定期預金口座の開設は契約者一人につき、1 口座のみ開設する ことができます。なお、当店においては定期預金口座を担保とした普通預金口座の貸越利用はでき ません。
- 3. e ネットバンキングの契約以後に開設した当店の口座については、申込書の届出によらず、e ネットバンキングの振替(照会)口座に登録されるものとします。

第2条 利用資格

- 1. 当店と取引を行う契約者は、当行所定の当店対象地域に居住する日本国籍を有する 18 歳以上 75 歳未満の個人(成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の 委託者(以下「成年後見制度利用者」)を除く)とします。
- 2. 当店との取引は契約者本人が行うものとします。
- 3. 当店の口座を事業性資金の管理目的で利用することはできません。また、屋号のある名義についてもご利用いただけません。
- 4. 当店での各種商品・サービスのご利用にあたっては、各取引に係る規定(以下「関連規定」)に て利用資格を定めている場合があります。この場合、前3項のほか、関連規定に定める利用資格を 満たす必要があります。

第3条 取引の開始

- 1. 契約者は、本規定および当行が別途定める関連規定を承認の上、インターネットに接続できる情報端末等からインターネットを通じ、当行所定の必要書類を添えて申込み、当行がこれを受領し、認めた場合に当店との取引が開始できるものとします。口座契約は、普通預金取引が可能なキャッシュカードによる入金、もしくは振込入金や当座貸越の利用により成立するものとします。なお、当行所定の期間内に、申込書・本人確認資料等の必要書類の添付がない場合またはキャッシュカード、e ネットバンキング会員カードが郵便不着、受取拒否等により当行へ返却された場合には、契約者の当行に対する取引の申込みは撤回されたものとして取扱います。
- 2. 契約者が当店以外の当行本支店において取引を行っている場合に、その取引を取引店から当店に変更することはできません。既に当店以外の当行本支店において取引を行っている契約者が当店との取引を開始する場合は、前項の手続きを行う必要があります。

第4条 当店との取引方法

- 1. 当店との取引は、原則として以下のいずれかの方法により行うものとします。
 - ①e ネットバンキングによる取引
 - ②当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預入・引出機(現金自動支払機を含む。以下「ATM 等」)による取引
 - ③その他当行所定の方法による取引
- 2. 当店の各口座では印鑑取引はありません。各取引において、特に当行が定めた場合で当行制定用 紙をご利用いただく場合も、お届印欄への押印は不要とします。
- 3. 当店で取扱う商品、サービスおよび業務等の各取引方法は当店所定のものとし、当店以外の当行本支店窓口で取扱う商品、サービスおよび業務等と異なる場合があります。

第5条 口座開設時の取引時確認

- 1. 契約者との取引にあたっては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関連法令(以下「犯罪収益移転防止法等」)に基づき、当行が別途定める取引時確認手続きを行います。なお、契約者の氏名、住所および生年月日の本人特定事項に虚偽の告知があった場合、犯罪収益移転防止法等により処罰されることがあります。
- 2. 口座開設時の取引時確認は当行所定の本人確認資料をご提出いただき、本人確認書類に記載された氏名、住所および生年月日と、契約者が当行に口座開設を申込んだ際の届出内容とを照合するとともに、本人確認資料に記載の住所に宛ててキャッシュカード等を本人限定受取郵便で送付し、契約者がこれを受け取ることによって行います。当行への届出内容に疑義があると判断した場合は、当行は口座開設を行いません。また、当行から送付したキャッシュカード等が当行に返送されてきた場合には、当行は契約者に通知することなく、口座開設を取り消すことができます。
- 3. 口座開設後であっても、口座開設時の取引時確認に際して契約者が本人特定事項につき虚偽の告知を行った疑いがある場合、なりすましの疑いがある場合、その他当行が必要と判断した場合は、再度、当行が指定する本人確認書類の提出を求めることがあります。当行が定める期日までに当該本人確認書類の提出がない場合、当行は契約者に通知することなく、取引の全部を停止し、口座を解約することができます。
- 4. 前3項に基づき、当行が口座開設を行わず、または口座を解約したことによって契約者が損害を被ることがあっても、当行は責任を負いません。

第6条 ATM 等の故障や通信機器およびコンピューター等の障害時の取扱い

- 1. 停電・故障等により当行の ATM 等による取扱いができない場合、または通信機器・回線等の障害 等により e ネットバンキングによる取引ができない場合等で、当行所定のホームページ等で別に指 定をする場合は、当行本支店窓口において、窓口営業時間に限り、当行所定の方法で預金の払戻・ 預入または振込等を受付けます。なお、他の金融機関の窓口ではこの取扱いをいたしません。
- 2. 前項の理由により当行 ATM 等および e ネットバンキングによる取引ができない場合であっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第7条 証券等の取扱い

- 1. 当店は、手形・小切手等の発行はいたしません。
- 2. 当店の預金口座には、手形、小切手、配当金領収書等の証券類の受入はいたしません。

第8条 通帳、証書、キャッシュカードの取扱い

1. 当店では原則として預金通帳、証書、取引明細書の発行はいたしません。

- 2. 当店と契約者との間の取引明細等は e ネットバンキングを利用して契約者自身で確認することができます。
- 3. 契約者の取引明細等は当行で当行所定の期間保存します。
- 4. 契約者が残高証明書等を必要とする場合は、当行所定の方法によりお申込いただくことにより発行いたします。なおこの場合、契約者は当行所定の手数料を支払うものとします。
- 5. 当店で発行する普通預金のキャッシュカードについては、代理人カードは発行いたしません。

第9条 マル優の取扱い

当店は、少額貯蓄非課税制度(マル優)の取扱いはいたしません。

第10条 諸手数料等

- 1. 各取引で生じた当行所定手数料等については、当店の普通預金口座から払戻請求書等の提出なしに引き落とすものとします。ただし、当店の普通預金口座より当行所定手数料等の引き落としができなかった場合は、当店以外の当行本支店の普通預金口座から払戻請求書等の提出なしに引き落とすものとします。
- 2. 当行が手数料等を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容または新設内容を当行のホームページに掲示することにより告知します。

第11条 商品・サービス等の変更

- 1. 当行は、当店で取扱う商品・サービス等を、契約者に事前に通知することなく任意に変更できる ものとします。また当該変更のために、e ネットバンキングを一時的に利用停止にすることがあり ます。
- 2. 前項の変更および e ネットバンキングの一時利用停止については、当行ホームページへの掲示、 電子メールの送信またはその他の方法により告知します。
- 3. 第1項の変更およびeネットバンキングの一時利用停止によって契約者に生じた損害については、 当行は責任を負いません。

第12条 通知および告知方法

- 1. 当行から契約者への各種通知および告知は、原則として当行のホームページへの掲示、電子メールの送信、届出住所への郵送またはその他の方法のいずれかにより行われるものとします。
- 2. 当行が届出の電子メールアドレスまたは住所に、各種通知および告知を行った場合は、通信事情等の理由により延着し、または到着しなかった場合でも、通常到着すべきときに到着したものとみなし、そのために契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第13条 届出事項の変更等

- 1. 氏名、住所、携帯電話番号、電子メールアドレス、その他当行への届出事項に変更があった場合、 直ちに当行所定の方法により当店に届出てください。届出の変更は当行の変更処理が完了した後に 有効になります。なお、届出事項の変更は電子メールでは受付できません。
- 2. 契約者が当店に届出た住所、電話番号、電子メールアドレスが、契約者の責に帰すべき事由により、契約者以外の方の住所、電話番号、電子メールアドレスになっていたとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 3. 届出事項に変更があった場合、契約者が変更の手続きを行い、変更処理が完了するまでの間に、変更が行われなかったことにより、契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- 4. 届出の住所、氏名宛に送付した通知または送付書類が未着として返戻された場合、当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部のお取引を制限できるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。
- 5. 当店以外の当行本支店にも取引がある契約者は、届出事項の変更の際に、別途当行本支店窓口でお手続きが必要となる場合があります。
- 6. 当店のお取引の全部または一部を、当店以外の当行本支店に変更することはできません。

第14条 喪失の届出

- 1. キャッシュカード、e ネットバンキング会員カード等を紛失した場合は、直ちに当店へ電話連絡すると共に、当行所定の手続きを行ってください。なお、再発行する場合には、契約者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。
- 2. キャッシュカード、e ネットバンキング会員カード等を紛失した場合、喪失の届出がなされる以前に契約者に生じた損害については、別に定めがある場合を除いて当行は責任を負いません。

第15条 成年後見人等の届出

- 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名 その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判 所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- 2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。
- 3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- 4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- 5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第16条 反社会的勢力の排除

- 1. 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団 準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他 これらに準ずる者(以下「暴力団員等」)に該当しないこと、及び以下の各号のいずれにも該当し ないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる 関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有す ること
- 2. 契約者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3. 契約者が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当店は、契約者に事前に通知することなく本契約を解約できるものとし、解約する場合は本規定第12条に定める通知を行います。
- 4. 前項の規定の適用により、契約者に損害が生じた場合であっても、契約者は当行になんらの請求をしません。また、当行に損害が生じたときは、契約者がその責任を負います。

第17条 当店取引の解約等

- 1. 契約者が、当店の口座を代表口座とする e ネットバンキング契約を解約する場合には、同時に当店との全ての取引を解約するものとします。
- 2. 契約者が以下の各号のいずれか一にでも該当した場合には、当行は契約者に事前に通知することなく、当店との全ての取引を解約できるものとします。この解約によって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ①契約者が本規定、各関連規定に違反するなど、当行が契約者との全ての取引を解約する相当の事由が生じた場合
 - ②当行に支払うべき本規定第10条の諸手数料の支払いがなかった場合
 - ③住所・連絡先の届出を怠る等、契約者の責に帰すべき事由により、当行に契約者の所在が不明に なった場合
 - ④支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続の申立てがあった場合
 - ⑤申込内容に虚偽の申告があった場合
 - ⑥預金口座等の名義人によらず、開設されたことが明らかになった場合
 - ⑦契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して、虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ⑧本人確認のために再度の必要書類の提出を求めたものの、提出がない場合(当行が定める期日までに当行に提出がない場合、届出の住所へ発送した提出を求める通知が不着のため当行に返戻された場合、および届出の電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。)
 - ⑨当店での普通預金口座開設後、初回入金等が1年間なかった場合、または1年以上にわたり普通 預金への利息以外の入金または出金がなく、その他の預金等のいずれの取引にも残高がない場合
 - ⑩非居住者と判明した場合
 - ⑪当店の口座を代表口座とする e ネットバンキング契約が解約された場合
 - ②契約者が事業用に当店との取引を行った場合
 - ⑬前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じた場合
- 3. 前項による解約時に預金等の残高がある場合は、当行所定の方法に従い、契約者が指定する当行本支店または当行以外の金融機関へ振込むことにより、当行は契約者に対する当店との取引に関する責任を免れることができるものとします。契約者に対する貸付金、貸越元利金、未収手数料がある場合には、それらをお支払いいただいた後、手続いたします。
- 4. 前項の振込の振込先が当行以外の金融機関である場合には、当行所定の振込手数料をいただきます。

第18条 免責事項

当行は以下の事由により契約者に生じた損害については責任を負いません。

- ①当行または金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じたにも関わらず、システム、端末機、通信回線等の障害によりサービスの取扱いに遅延・不能が発生したために生じた損害
- ②災害・事変等当行の責に帰すことのできない事由、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由 があったために生じた損害
- ③当行以外の金融機関等の責に帰すべき事由により生じた損害

第19条 譲渡・質入等の禁止

当店との取引に基づく契約者の権利および預金等については、譲渡、質入その他第三者の権利を設定すること、もしくは第三者に利用させることはできません。

第20条 規定の適用または準用

- 1. 当店との取引において、本規定に定めのない事項については、e ネットバンキングご利用規定のほか、当行が定めた各商品・サービスに係る関連規定により取扱います。
- 2. 本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先します。
- 3. 当行が定めた規定等は、当行のホームページへの掲示等により告知します。

第21条 規定の変更等

- 1. 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、あらかじめ変更の内容および取扱いの期日を当行のホームページ上に掲示すること、その他の方法で公表することにより変更できるものとします。
- 2. 前項の変更により契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

第22条 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、新潟地方裁判所を第一審の 専属的合意裁判所とします。

以上

2021年7月1日改定

休眠預金等活用法に関する預金取引規定

本規定は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづき、定めるものです。本規定が適用される預金(以下、「本預金」といいます。)については、本規定の定めによるほか、当行が定める本預金にかかる取引規定の定めにより取り扱います。

1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

- (1) 当行は、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。
 - ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)
 - ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
 - ③ 預金者および相続人等その他の本預金にかかる債権を有する者(以下、「預金者等」といいます。)から、本預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(本預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。
 - A 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
 - ④ 当行が行政庁からの認可を受けた異動事由 預金種類毎の異動事由については、後記6 (預金種類毎の異動事由) に記載の通りです。
 - A 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳、入金帳または証書の発行、記帳(非居住者円 預金は記帳する取引がない場合を除きます。)または繰越があったこと(休眠預金等活用法施 行規則第4条第3項第1号)
 - B 総合口座通帳に記帳された普通預金、定期預金および貯蓄預金のいずれかの預金について、 前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと(休眠預金等活用法施行規則第4条第3項第6 号)
 - (2) 前項の異動事由については、当行ウェブサイトに「休眠預金等活用法に関する預金取引追加 規定」(以下、「追加規定」といいます)を掲示し、変更の都度、更新を行います。

2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) 本預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当行ウェブサイトに掲示する追加規定に定める異動事由が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについて は、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。 ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1ヶ月を経過 した場合(1ヶ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のいず れか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限り

ます。

- ④ 本預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定められる預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由 に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間が定められている場合であり、当該期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
 - ② 定期預金等の自動継続扱いの預金において、初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合であり、当該事由が生じた期間の満期日。
 - A 異動事由(当行ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
 - B 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合(1ヶ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、本預金について支払が停止された場合であり、その支払の停止が解除された日
 - ④ 本預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。) の対象となった場合であり、その手続きが終了した日
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていたまたは 予定されている場合(ただし、当行が入出金の予定を把握するものに限ります。)であり、当 該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
 - ⑥ 総合口座通帳に記帳された普通預金、定期預金および貯蓄預金のいずれかの預金について、 上記に掲げる事由が生じた場合であり、総合口座通帳に記帳された普通預金、定期預金および 貯蓄預金のいずれかの預金に係る最終異動日等

3. (休眠預金等代替金に関するお取扱い)

- (1)本預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき本預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じて本預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者等は、当行に対して有していた 預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① 本預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと。
 - ② 本預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
 - ③ 本預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと

- ④ 本預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当行が本預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を 受けていること
 - ② 本預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

4. (本規定の変更)

本規定の各条項を変更する時は、あらかじめ変更の内容および取扱いの期日を店頭に掲示し、その期日の到来とともに変更規定が発効するものとします。

5. (本規定の適用範囲)

本規定が適用される本預金の種類および本預金にかかる取引規定は以下のとおりです。

<当座預金>

当座勘定規定・当座勘定規定(個人当座用)・当座勘定規定(専用約束手形口用)

<普诵預金>

普通預金規定・普通預金規定(通帳発行省略用)・目的別預金規定

< 貯蓄預金>

貯蓄預金 40 規定・貯蓄預金 10 規定

<納税準備預金>

納税準備預金規定

<定期預金>

期日指定定期預金規定・自動継続期日指定定期預金規定・自由金利型定期預金 (M型) (単利型) 規定・自動継続自由金利型定期預金 (M型) (単利型) 規定・自由金利型定期預金 (M型) (複利型) 規定・自動継続自由金利型定期預金 (M型) (複利型) 規定・自由金利型定期預金規定・自動継続自由金利型定期預金規定・変動金利定期預金 (単利型) 規定・自動継続変動金利定期預金 (複利型) 規定・自動継続変動金利定期預金 (複利型) 規定・自動継続変動金利定期預金 (複利型) 規定・自動継続変動金利定期預金 (複利型) 規定・

<積立定期預金>

積立定期預金規定 · 自動積立定期預金規定

<通知預金>

通知預金規定

<総合口座>

総合口座取引規定

<非居住者円預金>

非居住者預金規定

6. (預金種類毎の異動事由)

預金等の種類	異動事由								
当座預金	休眠預金等活用法施行規則(以下本表において「規則」という。)								
	第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由								
	①入金帳の発行(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)								
	②入金帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、平成30年1								
	月1日以降に限る。)								
	③入金帳の繰越(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)								
当座預金 (個人当座用)	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由								
	①入金帳の発行(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)								
	②入金帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、平成30年1								
	月1日以降に限る。)								
	③入金帳の繰越(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)								
当座預金 (専用約束手形口	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由								
用)	①入金帳の発行(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)								
	②入金帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、平成30年1								
	月1日以降に限る。)								
	③入金帳の繰越(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)								
普通預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由								
	①預金通帳の発行								
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、ATMで記								
	帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。)								
	③預金通帳の繰越								
	及び第6号								
貯蓄預金(40万円型)	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由								
	①預金通帳の発行								
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、ATMで記								
	帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。)								
	③預金通帳の繰越								
	及び第6号								
貯蓄預金(10万円型)	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由								
	①預金通帳の発行								
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、ATMで								
	記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。)								
	③預金通帳の繰越								
	及び第6号								

納税準備預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由										
	①預金通帳の発行										
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、ATMで記										
	帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。)										
	③預金通帳の繰越										
期日指定定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由										
	①預金通帳又は証書の発行										
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取										
	引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。)										
	③預金通帳又は証書の繰越										
	及び第6号										
自動継続期日指定定期預	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由										
金	①預金通帳又は証書の発行										
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取										
	引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。)										
	③預金通帳又は証書の繰越										
	及び第6号										
自由金利型定期預金(M型)	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由										
(単利型)	①預金通帳又は証書の発行										
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取										
	引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。)										
	③預金通帳又は証書の繰越										
	及び第6号										
自動継続自由金利型定期	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由										
預金(M型)(単利型)	①預金通帳又は証書の発行										
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取										
	引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。)										
	③預金通帳又は証書の繰越										
	及び第6号										
自由金利型定期預金(M型)	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由										
(複利型)	①預金通帳又は証書の発行										
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取										
	引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。)										
	③預金通帳又は証書の繰越										
	及び第6号										

自動継続自由金利型定期預	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由												
金 (M型) (複利型)	①預金通帳又は証書の発行												
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する												
	取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。)												
	③預金通帳又は証書の繰越												
	及び第6号												
自由金利型定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由												
	①預金通帳又は証書の発行												
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する												
	取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。)												
	③預金通帳又は証書の繰越												
	及び第6号												
自動継続自由金利型定期預	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由												
金	①預金通帳又は証書の発行												
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する												
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。たたし、記帳で 取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。)												
	③預金通帳又は証書の繰越												
	及び第6号												
変動金利定期預金(単利型)	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由												
	①預金通帳又は証書の発行												
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する												
	取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。)												
	③預金通帳又は証書の繰越												
	及び第6号												
自動継続変動金利定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由												
(単利型)	①預金通帳又は証書の発行												
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する												
	取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。)												
	③預金通帳又は証書の繰越												
	及び第6号												
変動金利定期預金(複利型)	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由												
	①預金通帳又は証書の発行												
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する												
	取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。)												
	③預金通帳又は証書の繰越												
	及び第6号												
L													

自動継続変動金利定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由								
(複利型)	①預金通帳又は証書の発行								
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する								
	取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。)								
	③預金通帳又は証書の繰越								
	及び第6号								
積立定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由								
	①預金通帳の発行(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)								
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、平成30								
	年1月1日以降に限る。)								
	③預金通帳の繰越(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)								
自動積立定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由								
	①預金通帳の発行(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)								
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、平成30								
	年1月1日以降に限る。)								
	③預金通帳の繰越(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)								
通知預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由								
	①預金通帳又は証書の発行(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)								
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、平成30								
	年1月1日以降に限る。)								
	③預金通帳又は証書の繰越(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)								
総合口座	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由								
	①預金通帳の発行								
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、ATMで								
	記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。)								
	③預金通帳の繰越								
	及び第6号								
非居住者円預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由								
	①預金通帳又は証書の発行								
	②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を除く。)								
	③預金通帳又は証書の繰越								

以上 2018年7月改定

預金共通規定

下記規定は預金取引を対象とした全規定に適用されます。

1. (預金の払戻し)

当該の預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

2. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)

- (1) この通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳、証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

3. (印鑑照合等)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

4. (盗難通帳、盗難証書による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳、証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行への 通知が行われた日の 30 日 (ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があること を預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします)前の日以 降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」 といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失 (重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳、証書を盗取された日(通帳、証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は

補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって 行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明 を行ったこと
- ② 通帳、証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して 行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度に おいて、盗取された通帳、証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有 する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条第1項、第2項および第3項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第1項、第2項および第3項の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (解約等)

次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。また、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって するなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害 する行為
 - E その他AからDに準ずる行為

7. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合でお客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- (3) 前項(1)の変更については、当行に届け出られた氏名・住所・電話番号等にもとづいて連絡を行う場合があります。

8. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

以上

2023年9月15日改定

当座勘定規定

第1条(当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を 負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条(証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条(本人振込み)

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で 当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振 込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消 通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条 (第三者振込み)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条 と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、 第3条と同様に取扱います。

第5条(受入証券類の不渡り)

- (1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権 利保全の手続をします。

第6条(手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第7条(手形、小切手の支払等)

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。
- (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等が無い場合には、取引を行うことはできません。

第8条(手形、小切手用紙等)

- (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が 交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手 形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改 ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (5) 手形用紙、小切手用紙または払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を 実費で交付します。
- (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は 返却を求めることができないものとします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条 (支払の範囲)

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払 義務を負いません。
- (2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第10条(支払の選択)

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第11条(過振り)

- (1) 第9条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払を した場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%(年365日の日割計算)とし、当行所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金そ

の他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。

(5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券 類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第12条(手数料等の引落し)

- (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。

第13条(支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

第14条(印鑑等の届出)

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届出てください。

第15条(届出事項の変更)

- (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、 代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によっ て当店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類 等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第16条 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の 氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第17条(印鑑照合等)

(1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを 含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、そ の用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様と します。
- (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、 第1項と同様とします。

第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

- (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできる かぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものま たは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うこ とができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第19条(線引小切手の取扱い)

- (1) 線引小切手が提示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

第20条(自己取引手形等の取扱い)

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、 その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第21条(利息)

当座預金には利息をつけません。

第22条 (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第23条 (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第24条(反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は、第 26 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 25 条 第 5 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第25条(取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認又は資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、支払い等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は、前項の求めに応じて預金者から提供された情報および資料ならびにその他の事情を 考慮して、預金者との取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その 他の国内もしくは外国の法令・規制に抵触し、または公序良俗に反するおそれがあると判断し

た場合には、入金、支払い等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行は、入金、支払い等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは外国の法令・規制に抵触し、または公序良俗に反するおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

第26条(解約)

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条に基づき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思 によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第23条に違反した場合
 - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは 外国の法令・規制に抵触する取引、公序良俗に反する行為に利用され、またはそれらのおそれ があると合理的に認められる場合
 - ④当行が、預金者について法令で定める本人確認等の確認を行った事項、または第25条第1項に 基づき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑤①~④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの 預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができる ものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) この預金取引が停止されその解除を求める場合、またはこの預金口座が解約され残高がある場合には、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また預金取引が継続されるときは預金口座は変更されることがあります。
- (5) 次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①当座勘定開設時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他こ

れらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有すること
- ③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を 妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (6) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (7) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかか わらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第27条(取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘 定の決済を完了してください。

第28条(手形交換所規則による取扱い)

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第29条 (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、 その他相当の事由がある場合でお客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内 容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更 することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法に

より公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上

2024年8月1日改定

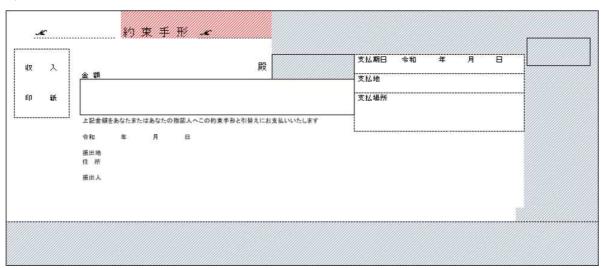
小切手用法

- 1.この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。
- 3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店 へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してくだ さい。
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入して下さい。
 - (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に なつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
- 6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。
- 7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙により ただちに届出てください。
- 8. 小切手用紙は、当店に事前に請求し、当行所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ、受取書と引換えにお受取りください。
- 9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

約束手形用法

- 1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、 他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入して下さい。
 - (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に なつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項 を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金 額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
- 6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。
- 7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりた だちに届け出てください。
- 8. 手形用紙は、当店に事前に請求し、当行所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ、受取書と 引換えにお受取りください。
- 9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

●約束手形用紙



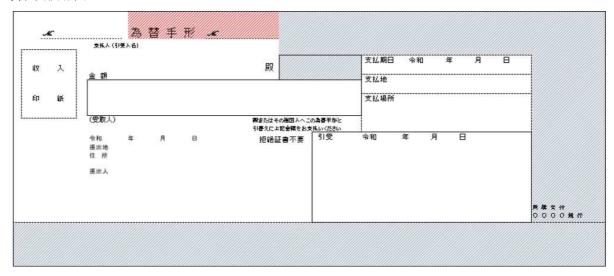
為替手形用法

- 1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 手形のお振出しにあたっては、支払人(引受人)が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。
- 3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。

なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

- 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- 5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 - (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に なつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項 を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金 額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
- 7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。
- 8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。
- 9. 手形用紙は大切に保管してください。 当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用 紙によりただちに届出てください。
- 10. 手形用紙は、当店に事前に請求し、当行所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ、受取書と引換えにお受取りください。
- 11. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

●為替手形用紙



●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6		7			8		9	
漢数字	壹	壱	井	弐	洋	貮	貮	参	參	匹	泗	肆	五.	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖
	10			100		1,000		0 10,		000													
漢数字	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬													

〈その他〉 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以上

当座勘定規定 (個人当座用)

第1条(当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。
- (2) 小切手要件、手形要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を 負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条(証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条(本人振込み)

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で 当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振 込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消 通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条 (第三者振込み)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、 第3条と同様に取扱います。

第5条(受入証券類の不渡り)

- (1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権 利保全の手続をします。

第6条(小切手、手形の金額の取扱い)

小切手、手形を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第7条(小切手、手形の支払等)

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
 - なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。
- (3) 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出しまたは引受け名義にいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。
- (4) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手または当行 所定の払戻請求書を使用してください。
- (5) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。

第8条(小切手、手形用紙等)

- (1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手 形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。
- (4) 当座預金から支払をした小切手、手形のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (5) 小切手用紙、手形用紙または払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を 実費で交付します。
- (6) 当座預金から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は 返却を求めることができないものとします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条(支払の範囲)

- (1) 呈示された小切手、手形等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払 義務を負いません。
- (2) 小切手、手形の金額の一部支払はしません。

第10条(支払の選択)

同日に数通の小切手、手形等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第11条(過振り)

(1) 第9条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて小切手、手形等の支払を

した場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。

- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%(年365日の日割計算)とし、当行所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足 金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券 類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第12条(手数料等の引落し)

- (1) 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。

第13条(支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落とします。

第14条(印鑑等の届出)

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑または署名鑑は当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人から代理人の氏名と印鑑または署名鑑を前項と同様に届出てください。

第15条(届出事項の変更)

- (1) 小切手、手形、小切手用紙、約束手形用紙を失った場合、または氏名、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類 等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第16条(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の 氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏 名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第17条(印鑑照合等)

(1) 小切手、手形、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影(電磁的記録により当行に画

像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その小切手、手形、払戻請求書または諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2) 小切手、手形として使用された用紙(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを 含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、そ の用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様と します。
- (3) この規定および別に定める小切手用法、手形用法に違反したために生じた損害についても、 第1項と同様とします。

第18条(振出日、受取人記載もれの小切手、手形)

- (1) 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件をできる かぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものま たは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うこ とができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第19条 (線引小切手の取扱い)

- (1) 線引小切手が提示された場合、その裏面に届出印の押なつ、または届出の署名があるときは、 その持参人に支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその 責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、本人に求償できるも のとします。
- (3) 代理人が自己の名義で振出したものについても前項と同様当行はその責任を負わず、また、本人に求償できるものとします。

第20条(自己取引手形等の取扱い)

- (1) 手形の裏面に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第21条(利息)

当座預金には利息をつけません。

第22条 (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第23条 (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第24条(反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は、第 26 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 25 条 第 5 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第25条(取引の制限)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定し

て各種確認又は資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限 までに回答いただけない場合には、入金、支払い等の本規定に基づく取引の一部を制限する場 合があります。

- (2) 当行は、前項の求めに応じて預金者から提供された情報および資料ならびにその他の事情を 考慮して、預金者との取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その 他の国内もしくは外国の法令・規制に抵触し、または公序良俗に反するおそれがあると判断し た場合には、入金、支払い等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行は、入金、支払い等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは外国の法令・規制に抵触し、または公序良俗に反するおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

第26条(解約)

- (1) この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の 通知は本人の署名した書面によるものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条に基づき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思 によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第23条に違反した場合
 - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは 外国の法令・規制に抵触する取引、公序良俗に反する行為に利用され、またはそれらのおそれ があると合理的に認められる場合
 - ④当行が、預金者について法令で定める本人確認等の確認を行った事項、または第25条第1項に 基づき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑤①~④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの 預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができる ものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) この預金取引が停止されその解除を求める場合、またはこの預金口座が解約され残高がある場合には、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また預金取引が継続されるときは預金口座は変更されることがあります。
- (5) 次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①当座勘定開設時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認め られる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有すること
- ③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を 妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (6) 当行は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合、または支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。
- (7) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (8) 本人が手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第27条(取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された小切手、約束手形または引受けられ た為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の小切手用紙、手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘 定の決済を完了してください。

第28条(手形交換所規則による取扱い)

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払う

ことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。

(3) 前項の扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第29条 (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、 その他相当の事由がある場合でお客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内 容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更 することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上 2024年8月1日改定

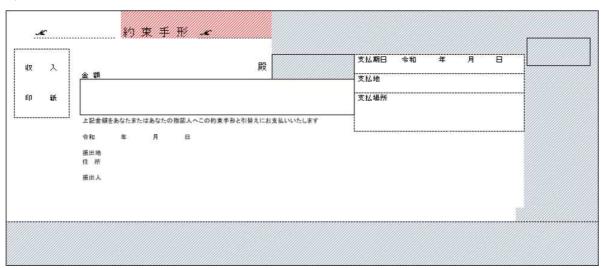
小切手用法

- 1.この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。
- 3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店 へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してくだ さい。
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 - (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に なつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所に姓だけを自署してください。ただし、訂正の記載などが、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
- 6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。
- 7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙により ただちに届出てください。
- 8. 小切手用紙は、当店に事前に請求し、当行所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ、受取書と引換えにお受取りください。
- 9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

約束手形用法

- 1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、 他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入して下さい。
 - (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に なつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項 を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金 額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
- 6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。
- 7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりた だちに届け出てください。
- 8. 手形用紙は、当店に事前に請求し、当行所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ、受取書と 引換えにお受取りください。
- 9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

●約束手形用紙



●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2			3		4			5		6		7			8		9		
漢数字	壹	壱	片	弐	三	貮	貮	参	參	匹	泗	肆	五.	伍	汁	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖
	10		100		1,000)	10,000															
漢数字	拾	什	百	陌	佰		仟	阡	万	萬													

〈その他〉 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以上

当座勘定規定 (専用約束手形口用)

第1条(当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を 負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合は、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条(証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡り返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条(本人振込み)

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で 当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振 込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消 通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条(第三者振込み)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条 と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、 第3条と同様に取扱います。

第5条(受入証券類の不渡り)

- (1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権 利保全の手続をします。

第6条(手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは手形を支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第7条 (手形の支払)

(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。

- (2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続きをしてください。

第8条(手形用紙)

- (1) 当行を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (3) 手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。
- (4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。
- (5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、 その限りではありません。

第9条(手数料)

前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。

第10条(支払の範囲)

- (1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 手形の金額の一部支払はしません。

第11条(支払の選択)

同日に数通の手形の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれ を支払うかは当行の任意とします。

第12条(印鑑等の届出)

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届出てください。

第13条 (届出事項の変更)

- (1) 手形、手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電 話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書 類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなしま す。

第14条 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の 氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏

名その他必要な事項を書面により当店に届け出てください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第15条(印鑑照合等)

- (1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を届出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 手形として使用された用紙(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます) を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と 同様とします。

第16条 (振出日、受取人記載もれの手形)

- (1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第17条(自己取引手形等の取扱い)

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、 その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 18 条 (利 息)

当座預金には利息をつけません。

第19条 (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第20条(譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第21条(反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は、第23条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第22条第5項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第22条(取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認又は資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、支払い等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は、前項の求めに応じて預金者から提供された情報および資料ならびにその他の事情を

考慮して、預金者との取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは外国の法令・規制に抵触し、または公序良俗に反するおそれがあると判断した場合には、入金、支払い等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行は、入金、支払い等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは外国の法令・規制に抵触し、または公序良俗に反するおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

第23条(解約)

- (1) この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の 通知は本人の署名した書面によるものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条に基づき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思 によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第20条に違反した場合
 - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは 外国の法令・規制に抵触する取引、公序良俗に反する行為に利用され、またはそれらのおそれ があると合理的に認められる場合
 - ④当行が、預金者について法令で定める本人確認等の確認を行った事項、または第22条第1項に 基づき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑤①~④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの 預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができる ものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) この預金取引が停止されその解除を求める場合、またはこの預金口座が解約され残高がある場合には、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また預金取引が継続されるときは預金口座は変更されることがあります。
- (5) 次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①当座勘定開設時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成 員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他こ

れらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認め られる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有すること
- ③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を 妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (6) 当行は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた 場合には、いつでもこの取引を解約することができます。
- (7) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (8) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。
- (9) 手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、当行所定の日においてこの当座勘定の受払が 6 か月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも、同様とします。

第24条(取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された手形であっても当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第25条(手形交換所規則による取扱い)

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第26条 (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、 その他相当の事由がある場合でお客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内 容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更 することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上

2023年9月15日改定

約束手形用法

- 1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、 他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、 \cdots)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「Y」を、その終りには「X」、「X」などの終止符号を印字するほか、X3 桁ごとに「、」を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に なつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項 を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金 額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
- 6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。
- 7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりた だちに届出てください。
- 8. 手形用紙は、当店に事前に請求し、当行所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ、受取書と 引換えにお受取りください。
- 9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

●約束手形用紙



●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2			3		4			5		6		7			8		9		
漢数字	壹	亭	H H	弐	岸	貮	貮	参	參	匹	泗	肆	五.	伍	六	陸	十	漆	質	八	捌	九	玖
	10			100		1,000		0 10,0		000													
漢数字	拾	什	百	陌	佰		仟	阡	万	萬													

〈その他〉 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以上

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。
 - 普通預金
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金 (M型)、自由金利型定期預金および変動金利定期預金 (以下これらを「定期預金」といいます。)
 - ③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)および変動金利定期預金の預入れは一口1万円以上(ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除きます。)、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のほか当行国内本支店で取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。 ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)まで にその旨を申出てください。

4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。ただし、当行所定の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができるものとします。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。) は、この取引の定期預金の合計額

- の90%(千円未満は切捨てます。)または300万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた 証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。) は貸越金残高に達するまで自動的に返済 にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高 い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引は、第2項の順序に従い、定期預金の合計額について 334 万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引は、第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。 なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続 日)の早い順序に従い担保とします。
- (3)① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前条 第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預 金の全額を除外することとし、前項と同様の方法により貸越金の担保とします。
 - ② 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

- (1)① 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を 365 日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合 その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
 - B. 自由金利型定期預金 (M型) を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期預金 (M型) ごとにその約定利率に年 0.50%を加えた利率
 - C. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年 0.50%を加えた利率
 - D. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合 その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年 0.50%を加えた利率
 - ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
 - ③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%(年365日の日割計算)とします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、 直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を 負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは 到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を もって照合する方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認 めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じ た損害については、当行は責任を負いません。

11. (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

12. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認又は資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は、前項の求めに応じて預金者から提供された情報および資料ならびにその他の事情を考慮して、預金者との取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令その他の国内もしくは外国の法令・規則に抵触し、または公序良俗に反するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行は、入金、 払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは外国の法令・規則に抵触し、または公序良俗に反するおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

13. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この 取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定 期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行 します。
- (2) 第 11 条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条にもとづき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第15条第1項に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは外国の法令・規則に抵触する取引、公序良俗に反する行為に利用され、またはそれらのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ 当行が、預金者について法令で定める本人確認等の確認を行った事項、または第 12 条第 1 項 にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
- ⑤ ①~④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金 取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとし ます。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 共通第6条により、この預金取引が停止されその解除を求める場合、またはこの預金口座が解約 され残高がある場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また預金取引が継続されるときは預金口座は変更されることがあります。

14. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。 また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、 貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② 前各号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

15. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、 当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとし て、相殺することができます。なお、この預金が第7条第1項第1号により貸越金の担保となって いる場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (成年後見人等の届け出)

- 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名 その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判 所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- 2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。
- 3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- 4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- 5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

以上

2023年9月15日改定

普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって 取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。ただし、当行所定の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができるものとします。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは 当行の任意とします。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。) 1,000 円以上について付利単位を100 円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する 毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお利率は金融情勢に応じて変更します。ま た、第13条の通り解約を行う場合については、利息の付与は行いません。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れるの他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (取引の制限)

- (1)当行は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認又は資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は、前項の求めに応じて預金者から提供された情報および資料ならびにその他の事情を考慮して、預金者との取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令その他の国内もしくは外国の法令・規則に抵触し、または公序良俗に反するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3)この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (4)前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは外国の法令・規則に抵触し、または公序良俗に反するおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

11. (解約等)

- (1)この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条にもとづき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは 外国の法令・規則に抵触する取引、公序良俗に反する行為に利用され、またはそれらのおそれが あると合理的に認められる場合
 - ④ 当行が、預金者について法令で定める本人確認等の確認を行った事項、または第 10 条第 1 項 にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑤ ①~④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (3)この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金 取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(4) 共通第6条により、この預金取引が停止されその解除を求める場合、またはこの預金口座が解約され残高がある場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また預金取引が継続されるときは預金口座は変更されることがあります。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (未利用口座管理手数料の取扱について)

- (1) この預金が、別途定める未利用口座となった場合には、当行はこの預金口座から払戻請求書等によらず、別途定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座(残高が0円の口座を含みます)については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知することなく、当行所定の方法により、解約することができるものとします。
- (2) 一旦引落しとなり、当行が受領した未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

14. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名 その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判 所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

以上

通帳発行形態に関する特約

1. 特約の適用範囲

この特約は、当行と預金契約を締結する個人(以下「預金者」といいます)が当行に有する普 通預金口座について、普通預金規定(または総合口座取引規定)に加えて適用されます。

2. 通帳の選択・変更

- (1)普通預金口座の利用にあたって、預金者は、通帳不発行(りとるばんくもしくは通帳アプリの利用)、または通帳のいずれかの形態を選択するものとします。発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。なお、りとるばんくは通帳発行形態に関わらず利用可能です。
- (2) 発行形態を通帳から通帳不発行「通帳アプリ」へと切り替えを行う場合、切り替え前の通帳は、切り替えを行った時点で使用できなくなります。なお、通帳から通帳不発行「りとるばんく」への切り替えには、店頭にて所定の手続きが必要であり、手続きを行った時点で切り替え前の通帳は使用できなくなります。りとるばんくの利用を開始しただけでは、通帳不発行への切り替えとはなりません。
- (3)発行形態を通帳不発行から通帳へと切り替えを行う場合、預金者は当行所定の通帳発行手数料を支払うものとします。

3. 通帳発行時の手数料について

- (1) 当行所定の日以降に新たに開設された普通預金口座について、通帳を選択する場合、当行所 定の手数料をいただきます。
- (2) 前項の手数料は、口座開設時に通帳の発行を行う際、店頭等で繰越を行う際に店頭もしくは当行所定の方法により、当該預金口座からその金額を引き落とすことでお支払いいただきます。
- (3) 繰越発行時に、預金口座の残高不足等により、手数料が支払われない場合、繰越発行を行うことはできません。

4. 特約の変更等

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、 その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の 内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本特約を変 更することができます。
- (2) 前項による本特約の変更は、変更後の特約の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上

普通預金規定 (通帳発行省略用)

1. (通帳発行の省略・明細表の保管)

- (1) この預金については、通帳を発行いたしません。
- (2) この預金の取引明細は当行が作成する普通預金取引明細表に記載してお渡しいたします。別に交付した普通預金取引明細帳にとじ込んで保管してください。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって 取扱います。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手 数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、明細表のお支払金額欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、預金になりません。この場合はその証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。ただし、当行所定の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができるものとします。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは 当行の任意とします。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭掲示の預金利率表記載の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。また、第13条の通り解約を行う場合については、利息の付与は行い

ません。

7. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに 書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いま せん。
- (2) この預金口座の解約、または、印章を失った場合の預金の払戻しは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (取引の制限)

- (1)当行は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認又は資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は、前項の求めに応じて預金者から提供された情報および資料ならびにその他の事情を考慮して、預金者との取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令その他の国内もしくは外国の法令・規則に抵触し、または公序良俗に反するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3)この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行は、入金、 払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (4)前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは外国の法令・規則に抵触し、または公序良俗に反するおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

11. (解約等)

- (1)この預金口座を解約する場合には、当店に申出てください。
- (2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条にもとづき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは 外国の法令・規則に抵触する取引、公序良俗に反する行為に利用され、またはそれらのおそれが あると合理的に認められる場合
 - ④ 当行が、預金者について法令で定める本人確認等の確認を行った事項、または第 10 条第 1 項

にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合

- (5) ①~④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金 取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 共通第6条により、この預金取引が停止されその解除を求める場合、またはこの預金口座が解約され残高がある場合には、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また預金取引が継続されるときは預金口座は変更されることがあります。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (未利用口座管理手数料の取扱について)

- (1) この預金が、別途定める未利用口座となった場合には、当行はこの預金口座から払戻請求書等によらず、別途定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座(残高が 0 円の口座を含みます)については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知することなく、当行所定の方法により、解約することができるものとします。
- (2) 一旦引落しとなり、当行が受領した未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

14. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名 その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判 所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名そ

の他必要な事項を書面により当店に届出てください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

以上

2023年9月15日 改定

通帳不発行口座 くリーフぐち >特約

1. 特約の適用範囲

通帳不発行口座<リーフぐち>(以下「リーフぐち」という)は、通帳を発行しない普通預金口座をいい、この特約は、リーフぐちを利用するにあたり適用される事項を定めます。この特約は、「普通預金規定(通帳発行省略用)」の一部を構成するとともに、同規定と一体として取り扱われるものとします。

2. 取引明細表の取扱

リーフぐちの取引履歴は、当行が作成する普通預金取引明細表に記載してお渡しいたします。

3. 通帳発行口座からリーフぐちへの切替え

既存の通帳発行口座をリーフぐちへ切替えるときは、当行所定の切替申込書に届出の印章を押印して、通帳とともに提出してください。切替え手続き完了後は、切替え済みの普通預金通帳はご利用できません。

4. 特約等の変更

この特約の内容および関係規定の内容については、金融情勢その他諸般の状況の変化により変更することがあります。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。

5. 規定の準用

普通預金について本特約に定めのない事項については、預金規定の預金共通規定、普通預金規定(通帳発行省略用)、共通印鑑規定により取り扱います。

以上

2020年4月1日 改定

貯蓄預金 40 規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消 通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。ただし、当行所定の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができるものとします。

6. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払をすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。)1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当行所定の日に、この預金に組入れます。なお、第14条の通り解約を行う場合については、利息の付与は行いません。
- (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高(以下「基準残高」といいます。)は40万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は店頭に表示する毎日の利率を適用します。
 - ① 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間

当該期間における残高に応じた店頭掲示の「基準残高以上利率」

② 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間 当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、 直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を 負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (取引の制限)

- (1)当行は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認又は資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は、前項の求めに応じて預金者から提供された情報および資料ならびにその他の事情を考慮して、預金者との取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令その他の国内もしくは外国の法令・規則に抵触し、または公序良俗に反するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3)この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (4)前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは外国の法令・規則に抵触し、または公序良俗に反するおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

12. (解約等)

- (1)この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条にもとづき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは

外国の法令・規則に抵触する取引、公序良俗に反する行為に利用され、またはそれらのおそれが あると合理的に認められる場合

- ④ 当行が、預金者について法令で定める本人確認等の確認を行った事項、または第 10 条第 1 項 にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
- ⑤ ①~④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (3)この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金 取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 共通第6条により、この預金取引が停止されその解除を求める場合、またはこの預金口座が解約 され残高がある場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また預金取引が継続されるときは預金口座は変更されることがあります。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (未利用口座管理手数料の取扱について)

- (1) この預金が、別途定める未利用口座となった場合には、当行はこの預金口座から払戻請求書等によらず、別途定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座(残高が 0 円の口座を含みます)については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知することなく、当行所定の方法により、解約することができるものとします。
- (2) 一旦引落しとなり、当行が受領した未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

15. (成年後見人等の届け出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名 その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁 判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

以上

2024年8月1日改定

貯蓄預金 10 規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。ただし、当行所定の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができるものとします。

6. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払をすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。)1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当行所定の日に、この預金に組入れます。なお、第14条の通り解約を行う場合については、利息の付与は行いません。
- (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高(以下「基準残高」といいます。)は10万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は店頭に表示する毎日の利率を適用します。
 - ① 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間

当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」

② 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間 当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、 直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を 負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (取引の制限)

- (1)当行は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認又は資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は、前項の求めに応じて預金者から提供された情報および資料ならびにその他の事情を考慮して、預金者との取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令その他の国内もしくは外国の法令・規則に抵触し、または公序良俗に反するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行は、入金、 払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (4)前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは外国の法令・規則に抵触し、または公序良俗に反するおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

12. (解約等)

- (1)この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条にもとづき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは 外国の法令・規則に抵触する取引、公序良俗に反する行為に利用され、またはそれらのおそれが

あると合理的に認められる場合

- ④ 当行が、預金者について法令で定める本人確認等の確認を行った事項、または第 10 条第 1 項 にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
- ⑤ ①~④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金 取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 共通第6条により、この預金取引が停止されその解除を求める場合、またはこの預金口座が解約 され残高がある場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また預金取引が継続されるときは預金口座は変更されることがあります。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相 殺通知が当行に到達したまでとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金 等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとし ます。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (未利用口座管理手数料の取扱について)

- (1) この預金が、別途定める未利用口座となった場合には、当行はこの預金口座から払戻請求書等によらず、別途定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座(残高が 0 円の口座を含みます)については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知することなく、当行所定の方法により、解約することができるものとします。
- (2) 一旦引落しとなり、当行が受領した未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

15. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名 その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁 判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名そ

の他必要な事項を書面により当店に届出てください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

以上

2024年8月1日改定

納税準備預金規定

1. (預金の目的、預入れ)

この預金は、国税または地方税(以下「租税」という。)納付の準備のためのもので、当店でいつでも預入れができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって 取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた 証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払 金欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当行がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。ただし、当行所定の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができるものとします。
- (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。 ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- (4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。 なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払う かは当行の任意とします。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。) 1,000 円以上について付利単位を100 円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭表示の預 金利率表記載の納税準備預金利率によって計算のうえこの預金に組入れます。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金利率を適用することなく、その全額につき店頭表示の預金利率表記載の普通預金利率によって計算します。
- (3) 前2項の利率は金融情勢の変化により変更することがあります。
- (4) この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。

7. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金(以下「納税貯蓄組合預金」という。)である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- (1) 納税貯蓄組合預金は4の(1)にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、5の(2)と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下の場合は、所得税はかかりません。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (取引の制限)

- (1)当行は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認又は資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は、前項の求めに応じて預金者から提供された情報および資料ならびにその他の事情を考慮して、預金者との取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令その他の国内もしくは外国の法令・規則に抵触し、または公序良俗に反するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3)この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (4)前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは外国の法令・規則に抵触し、または公序良俗に反するおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限

を解除します。

12. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条にもとづき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の国内もしくは 外国の法令・規則に抵触する取引、公序良俗に反する行為に利用され、またはそれらのおそれが あると合理的に認められる場合
 - ④ 当行が、預金者について法令で定める本人確認等の確認を行った事項、または第 10 条第 1 項 にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑤ ①~④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金 取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとし ます。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 共通第6条により、この預金取引が停止されその解除を求める場合、またはこの預金口座が解約 され残高がある場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また預金取引が継続されるときは預金口座は変更されることがあります。

13. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名 その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁 判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

以上

2023年9月15日 改定

定期預金共通規定

1. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記帳を取消したうえ、または該当の預金証書と引換えに当店で返却します。

2. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約(期日指定定期預金の一部解約を含みます。)または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書または証書裏面に届出の印章により押印して当店に提出してください。ただし、当行所定の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができるものとします。
- (3) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

3. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)

- (1) 通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳、証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

4. (印鑑照合)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳、証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

6. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名 その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁 判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

以上

期日指定定期預金規定

1. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日から通帳記載または証書表面記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満 通帳記載または証書表面記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 通帳記載または証書表面記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を、定期預金共通規定 第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、 預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨 てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 第1条第1項および第2項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金 保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当 該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金 者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人とな っているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

自動継続期日指定定期預金規定

1. (自動継続)

(1) この預金は、通帳記載または証書表面記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

ただし、当行所定の預入限度額を超えて継続する場合は、期日指定定期預金以外の当行所定の定期預金に継続します。(限度額および継続後の定期預金については窓口にてお尋ねください。)

- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行の店頭に掲示する利率とします。ただし、この 預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(継続をしたときはその継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。 満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。

この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

- ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき(次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。)は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約するときは満期日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 通帳記載または証書表面記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 通帳記載または証書表面記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を、定期預金共通規定 第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、 預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応 じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

- ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 第2条第1項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

スーパー 定期 自由金利型定期預金(M型)規定(単利型)

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳記載または証書表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載または証書表面記載の利率 (以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載または証書表面記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自由金利型2年定期預金(M型)といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- B. 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金 (M型) と満期日を同一にするこの預金 (以下「中間利息定期預金」といいます。) とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行の店頭に掲示する利率を適用します。
- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を、定期預金共通規定 第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を精算します。
 - ① 預け入れ期間が1年以内の場合
 - A. 6 か月未満 解約日における普通預金利率
 - B. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
 - ② 預け入れ期間が1年超5年以内の場合

A. 6か月未満 解約日における普通預金利率

B. 6か月以上1年未満 約定利率×20%

C. 1年以上2年未満 約定利率×30%

D. 2年以上3年未満 約定利率×40%

E. 3年以上4年未満 約定利率×50%

F. 4年以上5年未満 約定利率×60%

ただし、預入期間が6か月以上の場合は、中途解約日までの預入期間に応じた、自由金利型定期預金(M型)の預入時の当行の店頭に掲示する利率の90%を上回らないものとします。

③ 預け入れ期間が10年の場合

A. 6か月未満 解約日における普通預金利率

B. 6 か月以上2年未満 約定利率×10%

C. 2年以上3年未満 約定利率×20%

D. 3年以上4年未満 約定利率×30%

E. 4年以上5年未満 約定利率×40%

F. 5年以上6年未満 約定利率×50%

G. 6年以上7年未満 約定利率×60%

H. 7年以上8年未満 約定利率×70%

I.8年以上9年未満 約定利率×80%

T. 9年以上10年未満 約定利率×90%

(4) > 2# A 2 (14) (10) 4 P 1 3 4 P 2 22 P 1 3

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、上記 2. の規定を準用します。
- (2) 通帳式の場合は、中間利息定期預金の内容を通帳に記載し、次により取扱います。 なお、証書式の場合は、とくに申出のないかぎり、預金証書は発行しません。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

4. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、 当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとし て、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、も しくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の 担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

スーパー 定期 自由金利型定期預金 (M型) 規定 (複利型)

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳記載または証書表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載または証書表面記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を、定期預金共通規定 第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、 預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨て ます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、この預金を、定期預金共通規定 第2条第1項により預入日の1年後の応当日以降に1万円以上1万円単位の金額で満期日前に一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金の元金とともに支払います。

また、一部解約後の残りの預金について、満期日前に解約又は一部解約する場合も同様に取扱います。

① 預け入れ期間が5年以内の場合

A. 預入後6か月未満で解約した場合 解約時の普通預金利率

B. 預入後6か月以上1年未満で解約した場合 約定利率×20%

C. 預入後1年以上2年未満で解約した場合 約定利率×30%

D. 預入後2年以上3年未満で解約した場合 約定利率×40%

E. 預入後3年以上4年未満で解約した場合 約定利率×50%

F. 預入後4年以上5年未満で解約した場合 約定利率×60%

ただし、預入期間が6か月以上の場合は、中途解約日までの預入期間に応じた、自由金利型定期預金 (M型) の預入時の当行の店頭に掲示する利率の90%を上回らないものとします。

② 預け入れ期間が10年の場合

A. 6 か月未満 解約日における普通預金利率

B. 6 か月以上 2 年未満 約定利率×10%

C. 2年以上3年未満 約定利率×20%

D. 3年以上4年未満 約定利率×30%

E. 4年以上5年未満 約定利率×40%

F. 5年以上6年未満 約定利率×50%

G. 6年以上7年未満 約定利率×60%

H. 7年以上8年未満 約定利率×70%

I.8年以上9年未満 約定利率×80%J.9年以上10年未満 約定利率×90%

- (4) この預金の預入金額が300万円以上で満期日前に一部解約をした結果、残りの金額が300万円未満となり満期日前に、再度、解約又は一部解約する場合の適用利率については、次により取扱います。
 - ① 預入日から一部解約により300万円未満の金額となった日の前日までの利率については、その 預入期間に応じて上記第3項の規定を適用します。
 - ② 300 万円未満の金額となった日から次の解約日の前日までの利率については、その預入期間に

応じて上記第3項の利率算定式における約定利率を通帳記載または証書表面記載の300万円未満利率とします。

- (5) 上記第4項により300万円未満の金額となった預金の満期日が到来したときは、預入日から一部解約により300万円未満の金額となった日の前日までの利率については通帳記載または証書表面記載の約定利率を、300万円未満の金額となった日から満期日の前日までの利率については通帳記載または証書表面記載の300万円未満利率を適用します。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、 当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとし て、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、も しくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の 担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあると きには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要す る等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

スーパー 定期

自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(単利型)

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載または証書表面記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金 (M型) に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行の店頭に掲示する利率とします。ただし、この 預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、2. (1)および(2)において同じです。)から満期日の前日までの日数および通帳記載または証書表面記載の利率(継続後の預金については上記 1. (2)の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載または証書表面記載の中間利払利率(継続後の預金の中の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自動継続自由金利型2年定期預金(M型)」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの 預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期 日に元金に組入れて継続します。
 - ② 自動継続自由金利型2年定期預金 (M型) の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金 (M型) と満期日を同一にする自由金利型定期預金 (M型) (以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、その利率は、中間利払日における当行の店頭に掲示する利率を適用します。 満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金 (M型) に継続します。
 - ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金と

ともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの 日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を、定期預金共通規定 第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間 払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を精算します。

① 預け入れ期間が1年以内の場合

A. 6か月未満 解約日における普通預金利率

B. 6か月以上1年未満 約定利率×50%

② 預け入れ期間が1年超5年以内の場合

A. 6か月未満 解約日における普通預金利率

B. 6か月以上1年未満 約定利率×20%

C. 1年以上2年未満 約定利率×30%

D. 2年以上3年未満 約定利率×40%

E. 3年以上4年未満 約定利率×50%

F. 4年以上5年未満 約定利率×60%

ただし、預入期間が6か月以上の場合は、中途解約日までの預入期間に応じた、自動継続自由 金利型定期預金(M型)の預入時の当行の店頭に掲示する利率の90%を上回らないものとします。

③ 預け入れ期間が10年の場合

A. 6 か月未満 解約日における普通預金利率

B. 6 か月以上 2 年未満 約定利率×10%

C. 2年以上3年未満 約定利率×20%

D. 3 年以上 4 年未満 約定利率×30%

E. 4年以上5年未満 約定利率×40%

F. 5年以上6年未満 約定利率×50%

G. 6年以上7年未満 約定利率×60%

H. 7年以上8年未満 約定利率×70%

I.8年以上9年未満約定利率×80%

J. 9年以上10年未満 約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、上記 2. の規定を準用します。
- (2) 通帳式の場合は、中間利息定期預金の内容を通帳に記載し、次により取扱います。 なお、証書式の場合は、とくに申出のないかぎり、預金証書は発行しません。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

4. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、

当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

スーパー 定期

自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(複利型)

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載または証書表面記載の満期日に前回と同一の期間の自由型定期預金 (M型) に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行の店頭に掲示する利率とします。ただし、この 預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3)継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出ください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数および 通帳記載または証書表面記載の利率(継続後の預金については上記 1. (2)の利率。以下これらを「約 定利率」といいます。)によって6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法によ り、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払いま す。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の 印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を、定期預金共通規定 第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、 預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次 の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、 この預金とともに支払います。

なお、この預金を、定期預金共通規定 第2条第1項により預入日の1年後の応当日以降に1万円以上1万円単位の金額で満期日前に一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金の元金とともに支払います。

また、一部解約後の残りの預金について、満期日前に解約又は一部解約する場合も同様に取扱います。

① 預け入れ期間が5年以内の場合

A. 預入後6か月未満で解約した場合 解約時の普通預金利率

B. 預入後6か月以上1年未満で解約した場合 約定利率×20%

C. 預入後1年以上2年未満で解約した場合 約定利率×30%

D. 預入後2年以上3年未満で解約した場合 約定利率×40%

E. 預入後3年以上4年未満で解約した場合 約定利率×50%

F. 預入後4年以上5年未満で解約した場合 約定利率×60%

ただし、預入期間が6か月以上の場合は、中途解約日までの預入期間に応じた、自動継続自由 金利型定期預金(M型)の預入時の当行の店頭に掲示する利率の90%を上回らないものとします。

② 預け入れ期間が10年の場合

A. 6 か月未満 解約日における普通預金利率

B. 6 か月以上 2 年未満 約定利率×10% C. 2 年以上 3 年未満 約定利率×20%

or I post of the same of the same

D. 3年以上4年未満 約定利率×30%

E. 4年以上5年未満 約定利率×40%

F. 5 年以上 6 年未満 約定利率×50% G. 6 年以上 7 年未満 約定利率×60%

H. 7年以上8年未満 約定利率×70%

I.8年以上9年未満 約定利率×80%

J. 9年以上10年未満 約定利率×90%

- (4) この預金の預入金額が300万円以上で満期日前に一部解約をした結果、残りの金額が300万円未満となり満期日前に、再度、解約又は一部解約する場合の適用利率については、次により取扱います。
 - ① 預入日から一部解約により300万円未満の金額となった日の前日までの利率については、その 預入期間に応じて上記第3項の規定を適用します。
 - ② 300 万円未満の金額となった日から次の解約日の前日までの利率については、その預入期間に応じて上記第3項の利率算定式における約定利率を通帳記載または証書表面記載の300万円未満利率とします。
- (5) 上記第4項により300万円未満の金額となった預金の満期日が到来したときは、預入日から一部解約により300万円未満の金額となった日の前日までの利率については通帳記載または証書表面記載の約定利率を、300万円未満の金額となった日から満期日の前日までの利率については通帳記載または証書表面記載の300万円未満利率を適用します。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、 当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとし て、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、も しくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の 担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

大口定期 自由金利型定期預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳記載または証書表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。) および通帳記載または証書表面記載の利率(以下「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日 以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの場合の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載または証書表面記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を、定期預金共通規定 第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を精算します。

- ① 預入日の1年後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの 算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。)のうち、最も低い利率。(ただし、 下限は約定利率の10%とします。)
 - A. 解約日における普通預金の利率
 - B. 約定利率×70%
 - C. 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載または証書表面記載の満期日までに 新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行の店頭に 掲示する利率をいいます。

- ② 預入日の1年後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率 (小数点第4位以下は切捨てます。)のうち、いずれか低い利率。(ただし、下限は約定利率の10% とします。)
 - A. 約定利率×70%
 - B. 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、 当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとし て、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、も しくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の 担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

大口定期 自動継続自由金利型定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載または証書表面記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行の店頭に掲示する利率とします。ただし、この 預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。 この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、2.(1)および(2)において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳記載または証書表面記載の利率(継続後の預金については上記 1.(2)の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載または証書表面記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの 預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期 日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) この預金を、定期預金共通規定 第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を精算します。

① 預入日の1年後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの 算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。)のうち、最も低い利率。(ただし、 下限は約定利率の10%とします。)

- A. 解約日における普通預金の利率
- B. 約定利率×70%

(基準利率-約定利率) × (約定日数-預入日数) C. 約定利率-

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載または証書表面記載の満期日(継続 をしたときはその満期日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基 準として算出した当行の店頭に掲示する利率をいいます。

- ② 預入日の1年後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率 (小数点第4位以下は切捨てます。)のうち、いずれか低い利率。(ただし、下限は約定利率の10% とします。)
 - A. 約定利率×70%
 - (基準利率-約定利率) × (約定日数-預入日数)

預入日数

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
 - (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、 当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとし て、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、も しくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の 担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
 - (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定 のうえ、通帳または証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金 で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である 場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異 議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行 に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限 前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
 - (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するもの とします。
 - (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあると きには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要す る等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

変動金利定期預金規定 (単利型)

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳記載または証書表面記載の満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金 (M型)または自由金利型定期預金の当行の店頭に掲示する利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた店頭掲示の利率を加えるかまたは減らす方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率については、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日を「中間利払日」とし、 預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」と いいます。)および中間利払利率(通帳記載または証書表面記載の利率に70%を乗じた利率。上 記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位 以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息 の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 A. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または 証書とともに提出してください。
 - B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
 - ② 中間利払日数および通帳記載または証書表面記載の利率(上記 2. により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を、定期預金共通規定 第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
 - ① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は 各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

- A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - a 6か月以上1年未満 約定利率×50%

b 1年以上3年未満 約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満 約定利率×40%

b 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

c 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

d 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

e 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、 当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとし て、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、も しくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の 担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に利率が<u>掲示</u>されてい ない場合には、最後に掲示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあると きには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要す る等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

変動金利定期預金規定(複利型)

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳記載または証書表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金 (M型)または自由金利型定期預金の当行の店頭に掲示する利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた店頭掲示の利率を加えるかまたは減らす方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率については、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載または証書表面記載の利率 (上記 2. により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。) によって 6 か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を、定期預金共通規定 第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、 預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨て ます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、 当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとし て、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、も しくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の 担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、

利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に利率が掲示されていない場合には、最後に掲示された利率を適用するものとします。

- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

自動継続変動金利定期預金規定(単利型)

1. (自動継続)

(1) この預金は、通帳記載または証書表面記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金 (M型) または自由金利型定期預金の当行の店頭に掲示する利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における店頭掲示の利率を加えるかまたは減らす方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として 別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。 この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日。2.および3.(1)において同じです。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の当行の店頭に掲示する利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた店頭掲示の利率を加えるかまたは減らす方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率については、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日を「中間利払日」とし、 預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」と いいます。)および中間利払利率(通帳記載または証書表面記載の利率に70%を乗じた利率。上 記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利 払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中 間利払日に指定口座へ入金します。
 - ② 中間利払日数および通帳記載または証書表面記載の利率(上記 2. により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については、上記 1. (2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が復数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を、定期預金共通規定 第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は

次のとおり支払います。

- ① 預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は 各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満 約定利率×50%

b 1年以上3年未満 約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満 約定利率×40%

b 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

c 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

d 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

e 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、 当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとし て、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、も しくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の 担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に利率が掲示されてい ない場合には、最後に掲示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

自動継続変動金利定期預金規定(複利型)

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載または証書表面記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の当行の店頭に掲示する利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における店頭掲示の利率を加えるかまたは減らす方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として 別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。 この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日。2. および 3. (1) において同じです。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金 (M型)または自由金利型定期預金の当行の店頭に掲示する利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた店頭掲示の利率を加えるかまたは減らす方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率については、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載または証書表面記載の利率 (上記 2. により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記 1. (2) の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。) によって 6 か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を、定期預金共通規定 第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、 預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次 の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、 この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、 当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとし て、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、も しくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の 担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に利率が掲示されてい ない場合には、最後に掲示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

自動積立定期預金規定

1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、1回あたり100円以上とし、毎月口座振替の方法により預入れるものとします。
- (2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類により、当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合は必ずこの通帳をお持ちください。

2. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (口座振替による預入れ)

- (1) 振替指定口座、振替日、振替金額、振替方法等は、別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。ただし、振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく、その月の口座振替は行いません。
 - ① 振替指定口座の残高(当座貸越を利用できる範囲内の金額を除きます。)が振替金額に満たないとき
 - ② 口座振替による預入れによりこの預金口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるとき。
- (2) 振替指定口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合にはあらかじめ書面によって当店に届出てください。

4. (預金の種類、期間、継続の方法等)

この預金は、次のとおり取扱います。

- (1) 預入れ(後記(4)に規定する継続を含みます。)のつど、各別の3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金(以下「3年指定定期」といいます。)とします。
- (2) 同一日に預入れられた預金はこれをとりまとめ1口の3年指定定期とします。
- (3) 3年指定定期は継続の停止または解約の申出のない限り満期日に元利合計額および満期日に預入れがある場合はこれを合算した金額をもって3年指定定期として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を申出てください。 この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (5) 3年指定定期の満期日は預入れ日から1年経過した後は変更することができます。この場合、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、この預金は変更後の満期日以後に支払います。なお、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合(解約されないまま3年後の応当日が到来した場合を含みます。)は、満期日の変更はなかったものとします。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。ただし、当行所定の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができるものとします。

- (3) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口毎に順次解約いたします。
- (4) 解約する順序は特に指定のない限り、預入日(継続したときはその継続日)から解約日までの日数の多いものからとします。

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) **この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください**。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、 当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとし て、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、も しくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の 担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名 その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁 判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

以上

2023年9月15日改定

積立定期預金規定

1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは1回100円以上とします。預入れのときは必ずこの預金の通帳を持参してください。
- (2) この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。
- (3) この預金は、後記3. の口座振替の方法により預入れることができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (口座振替による預入れ)

- (1) 振替指定口座、振替日、振替金額、振替方法等は、別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。
- (2) 口座振替に際して、振替指定口座の預金残高が振替金額に満たないとき(貸越金が発生または増加するとき)は、通知することなく、その月の口座振替を行いません。
- (3) 振替指定口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、 あらかじめ書面によって当店に届出てください。

4. (預金の種類、期間、継続の方法等)

この預金の預入れ(または継続)は、その預金口座に対してあらかじめ指定を受けた型区分により、次のとおり取り扱います。

(1) 一般型の場合

A. 個人預金の場合

- a. この預金は、預入れ(または継続)のつど、預入日(継続をしたときはその継続日)の3 年後の応当日を満期日とする半年複利の自由金利型定期預金(M型)(以下「3年スーパー 定期(複利型)」といいます。)としてお預りします。
- b. この預金は、満期日に利息を元金に組入れ、元利合計額をもって前回と同一の期間の3年 スーパー定期(複利型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- c. 同一日に預入れられたこの預金(前記 b. による自動継続分の預金を含む。)は、同一利率の場合はこれをとりまとめ1口の3年スーパー定期(複利型)としてお預かりします。

B. 法人預金の場合

- a. この預金は、預入れ(または継続)のつど、預入日(継続をしたときはその継続日)の3年後の応当日を満期日とする1口の自由金利型定期預金(M型)(以下「3年スーパー定期(単利型)」といいます。)としてお預りします。
- b. この預金は、満期日に利息を元金に組入れ、元利合計額をもって前回と同一の期間の3年 スーパー定期(単利型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- c. 同一日に預入れられたこの預金(後記 6. (1) B. a. \mathcal{P} . の中間払利息により作成する 3 年スーパー定期(単利型)および前記 b. による継続分の預金を含む。)は、同一利率の場合はこれをとりまとめ 1 口の 3 年スーパー定期(単利型)としてお預かりします。

(2) 満期日指定型の場合

この預金は、当初預入日から通帳記載の満期日の前日までの期間について次のとおり取扱います。 なお、この預金は満期日の1か月前まで預入れができます。

A. 個人預金の場合

- a. この預金は、預入れ(または継続)のつど、預入日(または継続日)から通帳記載の満期日までの期間(以下「預入期間」といいます。)に応じて、次の自由金利型定期預金(M型)(以下、総称して「スーパー定期」といいます)としてお預りします。
 - ①預入期間が3年1か月以上の場合 3年スーパー定期(複利型)
 - ②預入期間が3年を超え3年1か月未満の場合 預入日(または継続日)の1年後の応答日を満期日とするスーパー定期(以下「1年スーパー定期」といいます。)
 - ③預入期間が3年の場合 3年スーパー定期(複利型)
 - ④預入期間が1か月以上3年未満の場合 預入日(または継続日)から通帳記載の満期日までの期間のスーパー定期
- b. 前記 a. の①、②により預入れ(または継続)をした3年スーパー定期(複利型)または 1年スーパー定期は、その満期日に利息を元金に組入れ、元利合計額をもって前記 a. の ①から④に規定する預入期間に応じたスーパー定期に自動的に継続します。継続された預 金についても同様とします。
- c. 同一日に預入れられた預金(前記 b. による継続分の預金を含む。)は、同一利率の場合はこれをとりまとめ1口のスーパー定期としてお預りします。

B. 法人預金の場合

- a. この預金は、預入れ(または継続)のつど、預入日(または継続日)から通帳記載の満期日までの期間(以下「預入期間」といいます。)に応じて、次のスーパー定期としてお預りします。
 - ①預入期間が3年1か月以上の場合 3年スーパー定期(単利型)
 - ②預入期間が3年を超え3年1か月未満の場合 1年スーパー定期
 - ③預入期間が3年の場合 3年スーパー定期(単利型)
 - ④預入期間が1か月以上3年未満の場合 預入日(または継続日)から通帳記載の満期日までの期間のスーパー定期
- b. 前記 a. の①、②により預入れを受けた3年スーパー定期(単利型)または1年スーパー定期は、その満期日に利息を元金に組入れ、その満期日から通帳記載の満期日までの期間に応じて、前記 a. の①から④に規定するスーパー定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- c. 同一日に預入れられた預金(後記 6. (1) C. a. \mathcal{P} . の中間払利息により作成するスーパー 定期および前記 b. による継続分の預金を含む。)は、同一利率の場合はこれをとりまとめ 1 ロのスーパー定期としてお預りします。

5. (預金の支払時期等)

(1) 一般型の場合

この預金に受入れた3年スーパー定期の継続を停止するときは、その預金の満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、満期日以後に支払います。

(2) 満期日指定型の場合

この預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この預金を自動解約入金扱いとした場合は、通帳記載の満期日(当日が銀行休業日の場合は、その翌営業日)に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - A. 預入金額ごとの預金が3年スーパー定期(複利型)の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および預入日(継続をしたときはその継続日)現在における当行の店頭に掲示するの自由金利型定期預金(M型)利率(以下「約定利率」といいます。)によって半年複利の方法により計算し、満期日に元金に組入れます。

- B. 預入金額ごとの預金が3年スーパー定期(単利型)の場合
 - a. 預入金額ごとにその約定日数および預入日(継続をしたときはその継続日)現在における 当行の店頭に掲示する約定利率によって計算し、次により取扱います。
 - ア. 預入日(または継続日)の1年後の応当日(以下「第1回中間利払日」といいます。)に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、および預入日の2年後の応当日(以下「第2回中間利払日」といいます。)に、預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、預入日(または継続日)における当行の店頭に掲示する中間利払利率(前記 a. の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)による中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として支払い、あらかじめ指定を受けたその口座の型区分により、次のとおり取扱います。

①一般型の場合

第1回中間利払日または第2回中間利払日の3年後の応当日を満期日とする3年スーパー 定期(単利型)を作成し、この預金に預入れます。

その利率は当該中間利払日における当行の店頭に掲示する利率を適用します。

②満期日指定型の場合

第1回中間利払日または第2回中間利払日から通帳記載の満期日までの期間に応じて、前記4.(2)B.a.による該当期間のスーパー定期を作成し、この預金に預入れます。

その利率は当該中間利払日における当行の店頭に掲示する利率を適用します。

- イ. 中間払利息を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。) は、満期日に元金に組入れます。
- b. 前記 a. のア. により作成したスーパー定期についても、前記 a. と同様に取扱います。
- C. 預入金額ごとの預金がスーパー定期(預入期間3年を除く。)の場合
 - a. 預入金額ごとにその約定日数および預入日(継続をしたときはその継続日)現在における 当行の店頭に掲示する約定利率によって計算し、次により取扱います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日と したこの預金の利息の支払いは、次によります。

ア. 預入日の1年後の応当日に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、当行所定の中間払利息を利息の一部として支払い、中間利払日から通帳記載の満期日までの期間に応じて、前記4. (2) A. a. およびB. a. による該当期間のスーパー定期を作成し、この預金に預入れます。その利率は中間利払日における当行の店頭に掲示する利率を適用します。

- イ. 満期払利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- b. 前記a. のア. により作成したスーパー定期についても、前記a. と同様に取扱います。
- D. 前記A、BおよびCの利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息(預入期間2年以上の場合の中間払利息を除く。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金を、積立定期預金規定 第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。
 - ①預入金額ごとの預金がスーパー定期 (3年スーパー定期(複利型)) の場合

預入金額ごとに預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の 預入期間に応じた利率(小数点以下第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計 算し、この預金とともに支払います。

A. 預入後6か月未満で解約した場合

解約日における普通預金利率

B. 預入後6か月以上1年未満で解約した場合

約定利率×20%

C. 預入後1年以上2年未満で解約した場合

約定利率×30%

D. 預入後2年以上3年未満で解約した場合

約定利率×40%

ただし、預入期間が6か月以上の場合は、中途解約日までの預入期間に応じた、スーパー定期の 預入時の店頭掲示利率の90%を上回らないものとします。

②預入金額ごとの預金がスーパー定期(預入期間1年超。3年スーパー定期(複利型)は除く)の場合

預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、 次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とと もに支払います。

A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満 約定利率×20%

C. 1年以上2年未満 約定利率×30%

D. 2年以上3年未満 約定利率×40%

ただし、預入期間が6か月以上の場合は、中途解約日までの預入期間に応じた、スーパー定期の 預入時の店頭掲示利率の90%を上回らないものとします。

前記(1)のB. またはC. により中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息額との差額を清算します。

③預入金額ごとの預金がスーパー定期(預入期間1年以内)の場合

預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について 次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とと もに支払います。

A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満 約定利率×50%

ただし、預入期間が6か月以上の場合は、中途解約日までの預入期間に応じた、スーパー定期の 預入時の店頭掲示利率の90%を上回らないものとします。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約(預入金額ごとの預金の解約を含む。)または書替継続するときは、当行所定の 払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの預金の通帳とともに当店に提出してください。た だし、当行所定の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻 しに応じることができるものとします。
- (3) 前項の手続きに加え、当該預金の払戻を受けることについて正当な権限を有することを確認する ための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるとき は、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまで、この預金を1口ごとに順次解約いたします。解約する順序は特に指定のない限り、預入日(継続したときはその継続日)から解約日までの日数の多いものからとします。

8. (通帳の記帳方法)

- (1) 前記 4. により預入金額ごとの預金を1口にとりまとめた場合(併合)および継続した場合には、併合または継続されたそれぞれの定期預金についての支払記帳はいたしません。
- (2) 複数の定期預金を同時期に支払う場合は、これらをとりまとめ合計で記帳させていただく場合があります。
- (3) 「お預り残高」欄には、記帳日現在でこの口座にお預りしているスーパー定期の総額を記帳いたします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この預金の通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この預金の通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

11. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

- ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を 確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失 (重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳を盗取された日(通帳が盗取された 日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日) から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補 てんしません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって 行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明 を行ったこと
 - ②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた こと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度に おいて、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻 しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とし ます。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、 当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害 賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

12. (譲渡、質入の禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13. (通帳の効力)

前記 5. (2) の自動解約入金扱いの場合、満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、当該預金通帳は無効となります。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとし

て、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、も しくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の 担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定の うえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される 債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金 者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に 到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前 弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名 その他必要事項を書面により届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審 判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項を書面により届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

以上

2023年9月15日改定

通知預金規定

1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは1口5万円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳または証書を持参してください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または該当の預金証書と引換えに当店で返却します。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行の店頭に掲示する利率によって計算します。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は1万円とします。

5. (預金の解約)

- (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書または証書裏面に届出の印章により押印して 当店に提出してください。ただし、当行所定の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方 法によらずにこの預金の払戻しに応じることができるものとします。
- (2) 解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。

6. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)

- (1) この通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳、証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (印鑑照合)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳、証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 第2条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険 事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期 限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債 務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保 するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名 その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁 判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

以上

2023年9月15日改定

財形預金共通規定

1. (本人確認書類の提示)

当該の預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

2. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) この預金の契約の証や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または契約の証の再発行は、当行 所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

3. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合する 方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認めて取扱いし ましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害につ いては、当行は責任を負いません。

なお、盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

4. (盗難契約の証による払戻し等)

- (1) 個人の預金者は盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。) については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事 実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この契約の証を盗取された日(契約の証が 盗取された日が明らかでないときは、盗取された契約の証を用いて行われた不正な預金払戻しが 最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は 補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該

当すること

- A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
- B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
- C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して 行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度に おいて、盗取された契約の証により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有 する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

5. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合は、当行所定の書式により行います。

6. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名 その他必要な事項を書面により当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第8条第1項、第2項および第3項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第1項、第2項および第3項の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8. (解約等)

次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- (1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに

該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を もってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認め られる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有すること
- (3) 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を 妨害する行為
 - E その他AからDに準ずる行為

以上

2023年9月15日改定

-般財形 財産形成期日指定定期預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは1口100円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、財形預金ご契約の証(以下「契約の証」という。)を 発行し、預入れの残高を1年に1回以上通知します。

2. (預金の種類・期間等)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする 一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. (自動継続等)

- (1) この預金 (第6条による一部解約後の残りの預金を含む) は、最長預入期限にその元利金の合計額および最長預入期限に新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 前項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて一口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 継続された預金についても前2項と同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。

4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日は、前項に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 第2項または第3項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 第2項または第3項により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - A. 1年以上2年未満 当行の店頭に掲示する利率の「2年未満」の利率
 - B. 2年以上 当行の店頭に掲示する利率の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)
 - ② 上記①の利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継

続される日)から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数につい て解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払いま
- (3) この預金を、第6条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに 預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に 応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。

A. 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満

2年以上利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満

2年以上利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押 印して、この預金の契約の証とともに当店へ提出してください。ただし、当行所定の方法により 本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができるも のとします。
- (3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上の金額 で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達 するまで、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日までの日数が多いものから順に解 約します。
- (4) 前項において、最後に解約することとなった預金は、次により解約します。
 - ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額。
 - ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。
 - A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。
 - B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。

7. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合に は、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもの として、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するた め、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質 権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指 定のうえ、契約の証は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で 担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である 場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく 異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

2023年9月15日改定

財形住宅預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、課税扱、非課税扱のいずれでも預入れできるものとします。
- (2) この預金を非課税扱とする場合は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (3) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (4) この預金の預入れは一口100円以上とします。
- (5) この預金については、通帳の発行にかえ、財形預金ご契約の証(以下「契約の証」という。)を 発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。
- (6) この預金は1人1契約(1口座)といたします。

2. (預金の種類、期間等)

この預金は毎回の天引預入分につき預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. (自動継続等)

- (1) この預金 (第4条による一部支払後の残りの預金を含む。) は、初回預入日から1年ごとの応当日を特定日とし、特定日において、預入日 (継続をしたときはその継続日)からの期間が2年を超える期日指定定期預金は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額と新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、期間3年の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申し出てください。

4. (預金の支払方法)

- (1) この預金の元利金全部の支払は、持家として一定の要件を満たした住宅取得および増改築費用 に充てるときに支払います。
- (2) 前項による払出しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(又はその写し)を当店へ提出してください。(持家としての要件や提出書類等、詳細については窓口にてお尋ねください。)
- (3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。
- (4) 前項による払出しをする場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この預金の契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。

また、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、前記(2)と同様の書類(又はその写し)を当店へ提出して下さい。

(5) 前記(3) による払出をした場合、費用の額が当該払出の額を超えているときは、その額を限度とし、一部払出し後2年以内、かつ、住宅取得日から1年以内に残額を払出すことができます。 払出しについては、前記(2)と同様の書類を提出して下さい。

(なお、当初払出しの後に既に提出されている場合は、不要です。)

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - A. 1年以上2年未満 当行の店頭に掲示する利率の「2年未満」の利率
 - B. 2年以上 当行の店頭に掲示する利率の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)
 - ② 上記①の利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を、第6条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに 預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に 応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。
 - A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - C. 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
 - D. 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
 - E. 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
 - F. 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 前項により、当行がやむを得ないと認め、第4条の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この預金の契約の証と共に当行に提出してください。ただし、当行所定の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができるものとします。

7. (利子税の申し受け)

非課税扱の財形住宅預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って20.315%(国税15.315%、地方税5%)により計算した税額を追徴します。

- ① 規定第4条によらない払出しがあった場合。
- ② 規定第4条による一部払出後2年以内で住宅取得日から1年以内に所定の書類が提出されなかった場合。
- ③ 規定第4条による一部払出後2年以内で住宅取得日から1年を経過して残額の払出しがあった場合。

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

8. (差引計算等)

(1) 規定第7条2号の事由が生じた場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、次に

より税額を追徴できるものとします。

- ① 規定第7条2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
- ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに当局に支払ってください。
- (2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

9. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、 当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入す ることができます。

10. (非課税扱いの適用除外)

非課税扱の財形住宅預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 規定第1条第2項ならびに3項による以外の預入があった場合。
- ② 定期預入が2年以上されなかった場合。
- ③ 非課税貯蓄申込書の預入限度を越えて預入があった場合。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく 異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

財形年金預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、課税扱、非課税扱のいずれでも預入れできるものとします。
- (2) この預金を非課税扱とする場合は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (3) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (4) この預金の預入れは一口100円以上とします。
- (5) この預金については、通帳の発行にかえ、財形預金ご契約の証(以下「契約の証」という。)を 発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。
- (6) この預金は1人1契約(1口座)といたします。

2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の属する月の翌月中の間の 任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金 計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) 前1. による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預かりします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金 (M型) としてお頂かりします。
- (3) 特定日において、預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が2年を超える期日指定 定期預金(本(3)により継続した期日指定定期預金を含む。)は満期日が到来したものとし、その元 利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4)この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間に わたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期 日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金(M型)の元利金との合計額を「年金 計算基本額」とします。
 - ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」という。)を作成します。ただし、自由金利型定期預金(M型)の預入期間は1年未満とします。
 - ② 年金計算基本額から前①により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」という。)を作成します。
 - ③ 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金(継続口)は、満期日に前(1)に準じて取扱い、以後同様とします。 この場合、前(1)に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当

該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差し引いた金額は、 預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。

(3)この期日指定定期預金は、この規定に定めによる以外には満期日を指定することができません。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入期日ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

- A. 1年以上2年未満 当行の店頭に掲示する利率の「2年未満」の利率
- B. 2年以上 当行の店頭に掲示する利率の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)
- ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金 (M型) の場合 預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当行の店頭に掲示する利率によって 計算します。
- ③ 前①、②の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を、第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。

A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金 (M型) の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。

A. 6 か月未満 解約日における普通預金の利率

- B. 6か月以上1年未満 上記(1)②の適用利率×50%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として計算します。

5. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 前項により、当行がやむを得ないと認め、上記3. による支払方法によらず解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、

この預金の契約の証とともに当店へ提出してください。ただし、当行所定の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができるものとします。 この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

6. (利子税の申し受け)

非課税扱の財形年金預金の利息について、前条に定める解約の場合は、解約時の利息を課税扱いとするほか年金支払開始日以後5年を経過した日以後の解約の場合を除き、解約の日前5年間にわたり既に非課税でお支払いした(預入元本に元加された)利息の20.315%(国税15.315%、地方税5%)に相当する利子税を遡って申し受けます。

ただし、預金者の死亡、重度障害、災害・疾病等の事情による解約の場合は除きます。

7. (退職時等の支払等)

- (1) 最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなった時は、この預金は、上記 2.および上記 3. にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、上記 5. と同様の手続をとってください。
 - ① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
 - ② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。
- (2) 退職等の事由が生じた日以後2年以内に転職等を行った場合には、所定の手続をすることにより、新たな取扱金融機関において引き続き預入をすることができます。

8. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

9. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当行所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

10. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形年金貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、 当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入 することができます。

11. (非課税扱いの適用除外)

非課税扱の財形年金預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 規定第1条第2項ならびに3項による以外の預入があった場合。
- ② 定期預入が2年以上されなかった場合。
- ③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質

権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (契約の証の有効期限)

この規定によりお預かりした預金の支払いが完了した場合は、この契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

以上 2023年9月15日改定

譲渡性預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

(1) この預金利息は、預入日から満期日の前日までの日数及び証書表面に記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日を「中間利払日」とし、預入日からその中間利払日の前日までの日数及び表面に記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。) を、利息の一部として、各中間利払日以後に支払います。

なお、中間払利息を請求する場合には、当行所定の譲渡性預金中間払利息支払請求書(以下「中間払利息請求書」といいます。)に、届出の印章により記名押印して、この証書とともに表面に記載の取扱店に提出してください。

- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の譲渡があった場合には、この預金の利息は、最終の譲受人に支払います。 ただし、中間払利息は、支払請求時の譲受人に支払います。
- (3) この預金には、満期日以後は利息を付けません。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (譲渡)

- (1) この預金は、利息とともにのみ譲渡できます。その元利金の一部を譲渡することはできません。
- (2) この預金の譲渡に関する手続は次によるものとします。
 - ① 当行所定の譲渡通知書に、譲渡人の届出の印章による記名押印ならびに譲受人の記名押印を したうえ、確定日付を付し、これを遅滞なくこの証書とともに表面記載の取扱店に提出してく ださい。なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑と します。
 - ② 当行は、この証書に譲渡についての確認印を押印のうえ返却します。
- (3) この預金を質入する場合には、前2項が準用されるものとします。

4. (預金の解約)

- (1) この預金は、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を満期日以後に解約する時は、この証書の領収書欄に届出の印章により記名押印して表面記載の取扱店に提出してください。

5. (届出事項変更、証書の再発行等)

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって表面記載の取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払または証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (印鑑照合)

この証書、中間払利息請求書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽

装・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (譲受人に対する規定の適用)

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様 といたします。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名 その他必要な事項を書面により当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 第4条にかかわらず、この預金は、満期が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険 事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について 期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対す る債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているもの を担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、この証書は届出印を押印して直ちに表面に記載の取扱店に提出してください。 ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく 異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算についてはその期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するもの とします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (適用法規)

この証書に定められ、またはこの証書により生じるあらゆる権利・義務は、日本国の法律および 規則に服するものとします。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第12条第1項、第2項および第3項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第1項、第2項および第3項の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. (解約等)

次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者(法人の役員等を含む。)が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を もってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を 有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を 妨害する行為
 - E その他AからDに準じる行為

以上 2021年7月1日改定

外貨普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当行本支店で預け入れまたは払戻しができます。

2. (取扱日)

この預金は、当店の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときや海外市場が休業日のと きには、この預金の預け入れ、払戻しができない場合があります。

3. (貸越)

この預金の貸越はできません。

4. (口座への受入れ)

- (1) この預金に受入れできるものは次のとおりです。
 - ① 現金および外国通貨
 - ② 当店を支払い場所とする円貨建および外貨建手形・小切手(以下「証券類」という。)
 - ③ 為替による振込金(外国からの振込みを含み、他店券による振込みを除く)
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書き等の必要があるものについてはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または自署のうえ、通帳とともに当店へ提出してください。ただし、当行所定の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができるものとします。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該の預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金の外貨現金による払戻請求があった場合でも、当行の都合により、当行所定の為替相場により換算した当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。

6. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類を受入れた場合には当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払い資金とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、直ちにその通知を届出の住所あてに発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引き落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

7. (利息)

外貨普通預金の利息は、当行所定の利率および計算方法によって計算のうえ、毎年2月と8月の 当行所定の日にこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢等の変化により変更することがあ ります。

8. (外国為替相場)

この預金の受入れ、支払いを他の通貨を対価として行うときは、当行所定の為替相場により換算いたします。

9. (手数料)

この預金の受入れ、支払いについて当行所定の手数料をいただくことがあります。

10. (差引計算等)

- (1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨の種類、期日等のいかんにかかわらず、当行は、この預金をいつでも事前の通知および所定の手続を省略し、相殺または払戻しをうけ、弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前項の場合で、この預金と債務の通貨の種類が異なるときは、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

11. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

12. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名 その他必要な事項を書面により当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

14. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 個人の預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署の被害届を提出していることとその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は 補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに 該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、当行に対する被害状況の説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度 において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該

払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度に おいて、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する 損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

15. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

16. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第18条第3項第1号、第2号および第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第18条第3項第1号、第2号および第3号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

17. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認又は資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は、前項の求めに応じて預金者から提供された情報および資料ならびにその他の事情を考慮して、預金者との取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規則に抵触し、または公序良俗に反するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規則に抵触し、または公序良俗に反するおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

18. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条にもとづき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所に

あてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の 意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第15条第1項に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規則に抵触する取引、公序良俗に反する行為に利用され、またはそれらのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ 当行が、預金者について法令で定める本人確認等の確認を行った事項、または第17条第 1項にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった 場合
- ⑤ ①~④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない 場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を もってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認め られる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有すること
 - ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を 妨害する行為
 - E その他前AからDに準ずる行為

- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金取引が停止されその解除を求める場合、またはこの預金口座が解約され残高がある場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

19. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

20. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を 指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で 担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務であ る場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その 定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限 がある場合においても相殺することができるものとします。

21. (準拠法令等)

(1) この預金取引については、日本における外国為替等に関する法令の定めにしたがってお取扱いします。

(2) この預金に関し紛争が生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

22. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- (3) 前項(1)の変更については、当行に届け出られた氏名・住所・電話番号等にもとづいて連絡を行う場合があります。

以 上 2023年9月15日改定

スーパー外貨定期預金規定【通帳式】

1. (取扱日)

この預金は、当店の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときや海外市場が休場日のと きには、この預金の預け入れ、払戻しができない場合があります。

2. (預金の受入れ)

- (1) この預金に受入れできるものは次のとおりです。
 - ① 現金および外国通貨
 - ② 当店を支払い場所とする円貨建および外貨建手形・小切手(以下「証券類」という。)
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取り消したうえ、当店で返却します。

3. (相場・手数料)

- (1) この預金の受入れ、支払いを他の通貨を対価として行うときは、当行所定の為替相場により換算いたします。
- (2) この預金の受入れ、支払いについて当行所定の手数料をいただくことがあります。

4. (預金の解約、書替継続、外国通貨現金による払戻し)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または自署のうえ通帳とともに当店へ提出してください。ただし、当行所定の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができるものとします。
- (2) 満期日前の解約は、原則としてできません。
- (3) 当該の預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認 書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認 ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) この預金の外貨現金による払戻請求があった場合でも、当行の都合により、当行所定の為替相場により換算した当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。

5. (自動継続と預金の支払時期)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に利息を元金に組み入れて前回と同一の期間のスーパー外貨定期預金に自動継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)の前営業日までにその旨を申出てください。この申し出があったときはこの預金は満期日以後に支払います。
- (4) 自動解約入金扱いとした場合は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、元利金を同一の通帳で取扱う外貨普通預金口座に入金するものとします。

6. (満期日)

第5条第1項の場合で、この応当日が銀行休業日または海外市場の休場日となるときは、その翌営業日(銀行と海外市場の双方の営業日とする)を満期日とします。ただし、この応当日の翌営業日が翌月となる場合および応当日がない場合は、前営業日(銀行と海外市場の双方を営業日とする)を満期日とします。

7. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間、通帳記載の利率(継続後の預金については第5条2項の利率)および当行所定の付利単位によって計算します。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、 満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日ま たは書換継続日における外貨普通預金の利率によって計算します。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について解約日における当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

8. (先物外国為替取引に関する約定書)

この預金について為替予約を締結する場合は、別に差し入れた先物外国為替取引に関する約定書の各条項に従い取り扱います。

9. (差引計算等)

- (1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨の種類、期日等のいかんにかかわらず、当行は、この預金をいつでも事前の通知および所定の手続を省略し、相殺または払戻しをうけ、弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前項の場合で、この預金と債務の通貨の種類が異なるときは、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、 直ちに書面によって当店に届け出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11. (成年後見人等の届け出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名

その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判 所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合する 方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認めて取扱いし ましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害につ いては、当行は責任を負いません。

なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

13. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 個人の預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署の被害届を提出していることとその他の盗難にあったことが推測される 事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失 (重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当 する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は 補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該

当すること

- A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
- B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって 行われたこと
- C 預金者が、当行に対する被害状況の説明において、重要な事項について偽りの説明を行った こと
- ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度に おいて、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する 損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

14. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

15. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第17条第3項第1号、第2号および第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第17条第3項第1号、第2号および第3号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

16. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して 各種確認又は資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限まで に回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合が あります。
- (2) 当行は、前項の求めに応じて預金者から提供された情報および資料ならびにその他の事情を考慮して、預金者との取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規則に抵触し、または公序良俗に反するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行は、入金、 払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規則に抵触し、または公序良俗に反するおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

17. (解約等)

- (1) この預金口座を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または 署名により記名押印または自署のうえ通帳とともに提出してください。ただし、当行所定の方法 により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることがで きるものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条にもとづき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の 意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第14条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしく は外国の法令・規則に抵触する取引、もしくは公序良俗に反する行為に利用され、またはそれ らのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ 当行が、預金者について法令で定める本人確認等の確認を行った事項、または第16条第1項にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑤ ①~④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない 場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を もってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認め られる関係を有すること

- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有すること
- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした 場合
- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前AからDに準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金取引が停止されその解除を求める場合、またはこの預金口座が解約され残高がある場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

18. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは 到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

19. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を 指定のうえ、証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担 保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である 場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく 異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとしま す。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20. (準拠法令等)

- (1) この預金取引については、日本における外国為替等に関する法令の定めにしたがってお取扱いいたします。
- (2) この預金に関し紛争が生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

21. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- (3) 前項(1)の変更については、当行に届け出られた氏名・住所・電話番号等にもとづいて連絡を行う場合があります。

以上

2023年9月15日改定

外貨定期預金規定【証書式】

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (預金の受入れ)

- (1) この預金に受入れできるものは次のとおりです。
 - ① 現金および外国通貨
 - ② 当店を支払い場所とする円貨建および外貨建手形・小切手(以下「証券類」という。)
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、当店で返却します。

3. (相場・手数料)

- (1) この預金の受入れ、支払いを他の通貨を対価として行うときは、当行所定の為替相場により 換算いたします。
- (2) この預金の受入れ、支払いについて当行所定の手数料をいただくことがあります。

4. (預金の解約、書替継続、外国通貨現金による払戻し)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の領収欄に届出の印章または署名により 記名押印または自署のうえ当店へ提出してください。ただし、当行所定の方法により本人確認を 行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができるものとします。
- (2) 満期日前の解約は、原則としてできません。
- (3) 当該の預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認 書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認が できるまでは払戻しを行いません。
- (4) この預金の外貨現金による払戻請求があった場合でも、当行の都合により、当行所定の為替相場により換算した当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、証書表面記載の期間、利率および当行所定の付利単位によって計算します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における外貨普通預金の利率によって計算します。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について解約日における当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

6. (先物外国為替取引に関する約定書)

この預金について為替予約を締結する場合は、別に差し入れた先物外国為替取引に関する約定書 の各条項に従い取り扱います。

7. (差引計算等)

- (1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨の種類、期日等のいかんにかかわらず、当行は、この預金をいつでも事前の通知および所定の手続を省略し、相殺または払戻しをうけ、弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前項の場合で、この預金と債務の通貨の種類が異なるときは、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名 その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判 所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

証書、請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、正当な権限を有することに相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、個人の預金者は、盗取された証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

11. (盗難証書による払戻し等)

- (1) 個人の預金者は盗取された証書を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。) については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署の被害届を提出していることとその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失 (重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当 する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この証書が盗取された日(証書が盗取された 日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた 日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は 補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって 行われたこと
 - C 預金者が、当行に対する被害状況の説明において、重要な事項について偽りの説明を行った こと
 - ② 証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度に おいて、盗取された証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する 損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

12. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第15条第3項第1号、第2号および第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第3項第1号、第2号および第3号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

14. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認又は資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は、前項の求めに応じて預金者から提供された情報および資料ならびにその他の事情を考慮して、預金者との取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規則に抵触し、または公序良俗に反するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規則に抵触し、または公序良俗に反するおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

15. (解約等)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の領収欄に届け出の印章または署名により記名押印または自署のうえ当店へ提出してください。ただし、当行所定の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができるものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条にもとづき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の 意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合

- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規則に抵触する取引、公序良俗に反する行為に利用され、またはそれらのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ 当行が、預金者について法令で定める本人確認等の確認を行った事項、または第14条第 1項にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった 場合
- ⑤ ①~④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない 場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を もってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認め られる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有すること
 - ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした 場合
 - A 暴力的な要求行
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を 妨害する行為
 - E その他前AからDに準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 とします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金取引が停止されその解除を求める場合、またはこの預金口座が解約され残高がある場合には、証書を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

16. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは 到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく 異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとしま す。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (準拠法令等)

- (1) この預金取引については、日本における外国為替等に関する法令の定めにしたがってお取扱いいたします。
- (2) この預金に関し紛争が生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

19. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- (3) 前項 (1) の変更については、当行に届け出られた氏名・住所・電話番号等にもとづいて連絡を行う場合があります。

以上 2023年9月15日改定

WEB口座開設利用規定

本規定は、第四北越銀行(以下、「当行」といいます)が提供するWEB口座開設(以下、「本サービス」といいます)をお客さまが利用する場合の条件や取扱い等を定めたものです。お客さまは、本規定のほか、関連規定の内容を十分に理解し、同意いただいた上で、本サービスを利用いただくものとします。

第1条(WEB口座開設)

本サービスは、移動体通信事業者等が提供するショートメッセージサービス(以下「ショートメッセージサービス」といいます。) を受信可能なスマートフォンを利用して、普通預金口座を開設できるサービスです。

第2条(取引条件)

- (1) 本サービスにより開設した口座(以下、「WEB開設口座」といいます)での取引では、本規 定に別段の定めがある場合を除き、第四北越JCBデビット(キャッシュ・デビット一体型)また はウィリンクJCBカード(キャッシュ・クレジット一体型)および第四北越りとるばんくを ご利用いただきます。
- (2) WEB開設口座は、お客さまの届出によらずだいしほくえつ IDの登録および第四北越りとる ばんくに登録されるものとします。
- (3) WEB開設口座は、取引に使用する印章(以下、「お届印」といいます)の届出をなくし、だいしほくえつ I Dやキャッシュカードにより確認する方式の認証により取扱います。なお、本サービスによって口座を開設した後、改めて所定の手続きを行う事により、お届印を登録できます。
- (4) WEB開設口座は、通帳の発行はいたしません。なお、口座を開設した後、当行本支店の窓口にて普通預金の通帳の発行を希望する場合は、印鑑の届け出が必要となります。通帳の発行には、所定の手数料が必要となります。

第3条(利用資格)

- (1) 本サービスを利用できるお客さまは、当行所定の地域に居住する15歳以上(中学生を除く)の個人(成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者を除く)とします。
- (2) 本サービスの利用は、本人が行うものとします。
- (3) 外国籍の方は、本サービスを利用できません。
- (4) WEB開設口座を事業目的で利用することはできません。
- (5) 各種商品・サービスのご利用にあたっては、各取引に係る規定(以下、「関連規定」といいます)にて利用資格を定めている場合があります。この場合、前4項のほか、関連規定に定める利用資格を満たす必要があります。

第4条(取引の開始)

- (1) お客さまは、本規定および当行が別途定める関連規定を承認のうえ、インターネットに接続できるスマートフォンを通じて申込み、取引が開始できるものとします。
- (2) WEB開設口座は、お客さま一人につき一口座とします。なお、既に当行に普通預金または貯蓄預金取引がある場合、本サービスは利用いただけません。
- (3) WEB開設口座は、お客さまが本規定を承認し、当行所定のWEB画面から必要事項を入力し、口座開設にあたっての取引時確認の為の資料(以下、「本人確認書類」といいます)の画像データをアップロードしてお申し込みになり、当行がこれを受付し、承認した場合に完了するものとします。この際、当行所定の期間に亘りお手続きが行われない場合(連絡が取れない場合も含む)、また口座開設時に送付する第四北越JCBデビット(キャッシュ・デビット一体型)またはウィリンクJCBカード(キャッシュ・クレジット一体型)をお受取りいただけなかった場合は、開設をお受けした普通預金口座、サービスを含め、全てのお申し込みを解除させていただく場合があります。
- (4) WEB開設口座は、スマートフォンで受信可能な電子メールアドレスを登録し、電子メールアドレス宛に届く申込マイページから行います。共有電子メールアドレスは利用いただけません。共有電子メールアドレスを登録したことによってお客さまが損害を被ることがあっても、当行は責任を負いません。

第5条(取引方法)

- (1) お客さまは本規定に基づき、以下の方法で取引を行うことができます。
 - ①第四北越りとるばんくによる取引
 - ②eネットバンキングによる取引
 - ③当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預入・引出機(現金自動支払機を含む)による取引
 - ④当行本支店の窓口による取引
 - ⑤その他当行が定めた方法による取引
- (2) 本サービス等の各種取引方法は関連規定に別途定めるものとし、関連規定に従って取扱うものとします。

第6条(取引時確認)

- (1) WEB開設口座の開設にあたっては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係法令(以下、「犯罪収益移転防止法等」といいます)に基づき、当行が別途定める取引時確認手続きを行います。なお、お客さまの氏名、住所、生年月日の本人特定事項に虚偽の告知があった場合、犯罪収益移転防止法等により処罰されることがあります。
- (2) 口座開設後であっても、口座開設時の取引時確認に際してお客さまが本人特定事項につき虚偽の告知を行った疑いがある場合、なりすましの疑いがある場合、その他当行が必要と判断した場合は、再度、当行が指定する本人確認書類の提出を求めることがあります。当行が定める期日までに、当該本人確認書類の提出がない場合、当行はお客さまに通知することなく、取引の

全部を停止し、または口座を解約することができます。

(3) 前2項に基づき、当行が口座開設を行わず、または口座を解約したことによってお客さまが損害を被ることがあっても、当行は責任を負いません。

第7条(商品・サービス等の変更)

- (1) 当行は、本サービス等を、お客さまに事前に通知することなく任意に変更できるものとします。
- (2) 前項の変更については、当行のホームページへの掲示、電子メールの送信またはその他の方法により告知します。
- (3) 第1項の変更によってお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。

第8条(通知および告知方法)

- (1) 当行からお客さまへの各種通知および告知は、原則として、当行のホームページへの掲示、電子メールの送信、届出の住所への郵送またはその他の方法のいずれかにより行われるものとします。
- (2) 当行が届出の電子メールアドレスまたは住所に、各種通知および告知を行った場合は、通信事情等の理由により延着し、または到着しなかった場合でも、通常到着すべきときに到着したものとみなし、そのためにお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。

第9条 (届出事項の変更等)

- (1)氏名、住所、携帯電話番号、電子メールアドレス、その他当行への届出事項に変更があった場合、直ちに当行所定の方法により当行に届け出てください。届出の変更は当行の変更処理が完了した後に有効となります。なお、届出の変更は電子メールでは受付できません。
- (2) お客さまが当行に届け出た住所、携帯電話番号、電子メールアドレスが、お客さまの責に帰すべき事由により、お客さま以外の方の住所、携帯電話番号、電子メールアドレスになっていたとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 届出事項に変更があった場合、お客さまが変更の手続きを行い、変更処理が完了するまでの間に、変更が行われなかったことにより、お客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 届出の住所、氏名あてに送付した通知または送付書類が未着として返戻された場合、当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部のお取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

第10条 (喪失の届出)

(1) 第四北越JCBデビット(キャッシュ・デビット一体型)またはウィリンクJCBカード(キャッシュ・クレジット一体型)を紛失した場合は、当行所定の手続きを行ってください。なお、再発行する場合には、お客さまは当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

(2) 第四北越JCBデビット(キャッシュ・デビット一体型)またはウィリンクJCBカード(キャッシュ・クレジット一体型)を紛失した場合、喪失の届出がなされる以前にお客さまに生じた損害については、別に定めがある場合を除いて当行は責任を負いません。

第11条(個人関連情報の第三者取得)

当行は、サービス提供会社から電話番号履歴情報の提供を受け、お客さまの個人情報として取得し、 本手続の受付のために利用します。

第12条(反社会的勢力との取引拒絶)

本サービスの利用は、第13条第4項第1号および第2号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第4項第1号および第2号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の 開設等その他すべての取引をお断りするものとします。

第13条(取引の解約等)

- (1) お客さまが以下の各号のいずれか一にでも該当した場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく、当行とのすべての取引を解約できるものとします。この解約によってお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ①お客さまが本規定、各関連規定に違反するなど、当行がお客さまとのすべての取引を解約する相当の事由が生じた場合
 - ②住所・連絡先の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により当行にお客さまの所在が不明になった場合
 - ③支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続の申立てなどがあった場合
 - ④申込内容に虚偽の申告があった場合
 - ⑤預金口座等の名義人によらず、開設されたことが明らかになった場合
 - ⑥お客さまが口座開設申込時にした反社会的勢力ではないことの表明・確約に関して、虚偽の 申告をしたことが判明した場合
 - ⑦本人確認のため再度の必要書類の提出を求めたものの、提出がない場合(当行が定める期日までに当行に提出がない場合、届出の住所へ発送した提出を求める通知が不着のため当行に返送された場合、および届出の携帯電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。)
 - ⑧キャッシュカード等が郵便不着、受取拒否等により当行に返却された場合
 - ⑨非居住者と判明した場合
 - ⑩お客さまが事業目的としてWEB開設口座を利用した場合
 - ⑪お客さまがローン返済口座としてWEB開設口座を作成したが、ローンを申し込まなかった場合
 - ②前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じた場合
- (2) 前項による解約時に預金等の残高がある場合は、当行所定の方法に従い、お客さまが指定する 当行本支店または当行以外の金融機関へ振込むことにより、当行はお客さまに対する当行との 取引に関する責任を免れることができるものとします。なお、振込先口座をお知らせいただけ

ないときは、当行所定の方法により返金する手続きを取ることにより、同様といたします。お 客さまに対する貸出金、貸越元利金、未収手数料がある場合は、それらをお支払いただいた 後、手続きをします。

- (3) 前項の振込の振込先が当行以外の金融機関である場合には、当行所定の振込手数料をいただきます。
- (4) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はすべての取引を停止し、またはお客さまに通知 することにより当行とのすべての取引を解約することができるものとします。なお、この解約 によってお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により 当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ①契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの、暴力団 準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、 その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)に該当し、または次のい ずれかに該当することが判明した場合
 - A暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E本人または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ②お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A暴力的な要求行為
 - B法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - Eその他A~Dに準ずる行為
- (5) 前項により、取引が停止されその解除を求める場合、またはWEB開設口座の預金口座が解約 され残高がある場合には、当行に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必 要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第14条(免責事項)

当行は以下の事由によりお客さまに生じた損害については責任を負いません。

(1) 当行または金融機関の共同システム運営体が相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、システム、端末機、通信回線等の障害によりサービスの取扱いに遅延・不能が発生したため生じた損害

- (2) 災害・事変等当行の責に帰すことのできない事由、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事 由があったために生じた損害
- (3) 当行以外の金融機関等の責に帰すべき事由により生じた損害

第15条(譲渡・質入れ等の禁止)

当行との取引に基づくお客さまの権利および預金等については、譲渡、質入れその他第三者の権利を 設定すること、もしくは第三者に利用させることはできません。

第16条 (規定の適用または準用)

- (1) 当行との取引において、本規定に定めのない事項については、当行が定めた各商品・サービスにかかる関連規定により取扱います。
- (2) 本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先します。
- (3) 当行が定めた規定等は、当行のホームページへの掲示等により告知します。

第17条 (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

第18条(合意管轄)

本規定にもとづく当行との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上 2024年12月9日制定

共通印鑑規定

- ・口座開設お申込の都度、ご提出いただく印鑑届の提出が不要となる共通印鑑のお取扱いがございます。
- ・「取引先共通印鑑」は、当座・譲渡性預金を除く全ての国内円預金に共通のお届印としてご利用いた だけます。

以上 2025年2月3日改定